



マドリッド制度に基づく  
国際出願における指定商品及びサービスの分類に関する  
審査ガイドライン

第5版 2026年

## 目次

序文	4
1. 商品及びサービスの国際分類	6
2. 分類のためのオンライン支援ツール及びサービス	6
2.1. Madrid Goods and Services Manager (MGS)	7
2.2. マドリッド分類ヘルプデスク	7
3. 国際出願における指定商品及びサービスの一覧の審査	8
3.1. 法的根拠	8
3.2. 指定商品及びサービスの分類に関する一般原則	8
3.3. 分類決定プロセス	11
3.4. 審査手続	12
3.5. 国際出願における商品及びサービス一覧の限定の審査	14
4. 指定商品及びサービスの受入れ可能性に関する分類方針	15
4.1. 類見出し	15
4.2. 複数の類に分類可能な表示	16
4.3. 指定商品及びサービスの一覧の範囲を明確にする表現の使用	24
4.3.1. 「特に (in particular)」、「すなわち (namely)」、「すなわち (i.e.)」、 「～としての (being)」及び類似の表現の使用	24
4.3.2. 「類 (and the like)」、「等 (etc.)」、「例えば (such as)」、「例えば (for example)」の使用	24
4.3.3. 特定の類における「すべての商品／サービス (all goods/services)」又は 「その他のすべての商品／サービス (all other goods/services)」の記載	24
4.4. 重複する用語の使用	25
4.5. 分類上極めて不明確な用語	25
4.6. 理解不能な用語	26
4.7. 語学的に不正確な用語	26
4.8. 指定商品及びサービスの一覧内における他の類を参照した記載	27
4.9. 指定商品及びサービスの一覧における専有名称	27
5. 指定商品及びサービスの一覧の書式及び構文	28
5.1. 句読点	28
5.2. 略語及び頭字語の使用	32
5.3. 括弧の使用	33
5.4. 単数形又は複数形の使用	35
5.5. 「及び／又は (and/or)」及び「/」の使用	35
6. 国際事務局の職権による修正	35
7. 特定の商品及びサービスの分類	38
7.1. 新興技術及びデジタルサービス	38
7.2. 典型的な国又は地域の産品	40
7.3. キット及びセット	41

7.4. 贈答用バスケット	42
7.5. 調理済み食事、スナック及び類似の食品	42
7.6. 慈善のためのサービス	43
7.7. 電子ゲーム	43
7.8. 低アルコール飲料又はワイン	43
7.9. フィルター及びフィルター材	44
7.10. バルブ	44
7.11. 商品の製造	44
7.12. 協会サービス	45
7.13. 部品及び付属品（又は付属装置）	45
7.14. 卸売及び小売サービス	46
8. 附属書（分類審査における第12規則及び第13規則に基づく最も一般的な欠陥の例）	47

## 序文

本書には、マドリッド制度に基づき提出される標章の国際登録出願（国際出願）に表示された指定商品及びサービスの表示について、世界知的所有権機関（WIPO）の国際事務局が行う審査のためのガイドラインを収録する。本書は、2016年6月の初版公表に続く、第5版のガイドラインである。

改訂手順の一環として、国際事務局はマドリッド制度の加盟官庁及び認定ユーザー団体からの意見提出を求めた。これらの貢献は、主要な分類上の問題を特定し明確化するうえで不可欠であり、これにより更新されたガイドラインの妥当性、明確性及び実用性を高めることにつながった。

マドリッド制度は、商標の出願人が単一の国際登録により複数の法域で標章の保護を求めることを可能にする。同制度は、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書（議定書）に基づいて運用される。

国際登録を取得するために、商標の出願人は、既存の出願又は登録（基礎標章）を有する締約国の国内又は広域の商標官庁（本国官庁）を通じて国際出願を行わなければならない。商標の出願人はまた、国籍、住所、又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所（出願人適格）を通じて、その締約国と法律上の結び付きを有しなければならない。

本国官庁は、国際出願の受理日及び、指定商品及びサービスの一覧を含む当該出願に含まれる情報が基礎標章の情報と一致していることを証明する責任を負う。その後、官庁は当該出願を国際事務局へ送付する。

議定書第3条(2)に従い、出願人は商標の保護を求める商品及びサービスを特定し、可能な限り、ニース分類に従った適切な類を表示すべきである。国際事務局は、本国官庁と協議して分類を審査する。本国官庁と国際事務局との間に意見の相違がある場合、国際事務局の決定が優先する。

本審査ガイドラインは、加盟官庁及びマドリッド制度のユーザーに対し、国際事務局の分類方針及び実務を周知するとともに、ユーザーが指定商品及びサービスの一覧を正確に特定し作成することを支援し、国際事務局の審査結果の予見可能性を高め、加盟官庁間の分類実務の一層の整合性を促進し、国際出願の処理全体の効率を向上させることを目的とする。

本ガイドラインは、国際事務局が適用する原則のみを反映し、一般的な指針を提供することを意図する点に留意されたい。本ガイドラインはニース分類の規定に優先するものではなく、矛盾がある場合にはニース分類の規定が優先する。

本書は次の8つの独立した章から構成される。

1. 商品及びサービスの国際分類（ニース分類）
2. 分類のためのオンライン支援ツール及びサービス
3. 国際出願における指定商品及びサービスの一覧の審査

4. 指定商品及びサービスの受入れ可能性に関する分類方針
5. 指定商品及びサービスの一覧の書式及び構文
6. 国際事務局の職権による修正
7. 特定の商品及びサービスの分類
8. 附属書

## 1. 商品及びサービスの国際分類

1957年に締結され、世界知的所有権機関が管理するニース協定は、商標及び役務標章の登録のための商品及びサービスの分類（ニース分類）を確立する多国間条約である。

同協定の下、ニース同盟の加盟国は、商標及び役務標章の登録に際し、主要又は補助の分類制度としてニース分類を適用することが義務付けられる。

ニース分類は、約 150 か国及び 4 つの地域政府間機関の商標官庁によって使用されており、これにはマドリッド制度の全加盟国が含まれる。その使用は、マドリッド制度に基づき国際事務局が行う標章の国際登録において義務である。

ニース分類は、商品 34 類、サービス 11 類の合計 45 類に商品及びサービスを区分する。より具体的には、ニース分類は次の主要構成要素から成る。

1. **類見出し**は、原則として当該商品又はサービスが属する分野に関する一般的表示である。
2. **注釈**は、各類番号の下に含まれることが意図される商品又はサービス及び含まれないことが意図される商品又はサービスを説明する。
3. **アルファベット順一覧表**は、商品及びサービスをアルファベット順に列挙し、それらが区分されるべき類番号を示す一覧である。
4. **一般的注釈**は、用語がアルファベット順一覧表に見当たらず、かつ類見出し及び類別表（注釈付き）に従って分類できない場合に適用すべき基準を説明する。

ニース分類のアルファベット順一覧表は網羅的ではなく、第 13 版の 2026 年版では約 11,000 の表示を包含する。ニース分類の価値は、その分類基準、注釈及び一般的注釈にあり、これらはアルファベット順一覧表に明示的に表示されていない特定の商品又はサービスを分類する際に役立つ。

ニース分類は、ニース同盟の[専門家委員会](#)により定期的に更新される。同委員会は、ニース協定加盟国の代表で構成され、新たな商品及びサービスの追加、既存項目の削除又は文言変更、及び商品及びサービスの区分移行を含む、ニース分類の変更及び改正を審査し承認する責任を負う。専門家委員会は、その作業を通じて、ニース分類が進化する市場動向及び新興技術に対して関連性を保ち、対応できるようにあり続けることを確保する。

## 2. 分類のためのオンライン支援ツール及びサービス

マドリッド制度の下で指定商品及びサービスの正確かつ一貫した分類を支援するため、WIPO のオンライン支援ツール及びサービスの利用が強く推奨される。これらのオンラインツール及びサービスは、ユーザーが指定商品及びサービスの一覧を作成する際にとりわけ有用であるとともに、複雑な分類上の問題又は革新的な商品及びサービスに関する照会について指針を求めるユーザー及び加盟官庁の双方にとって価値が高い。この文脈において、特に次の 2 つの主要なオンラインツールとサービスが推奨される。(1) Madrid Goods and Services Manager (MGS)及び(2) マドリッド分類へ

ルプデスク。これらは、分類プロセスの品質及び効率の向上に大きく貢献し、それにより国際商標登録手続を円滑化することに資する。

## 2.1. Madrid Goods and Services Manager (MGS)

MGS は、マドリッド制度に基づく国際出願の提出に際し、商標出願人が正確で要件に適合した指定商品及びサービスの一覧を作成することを支援するために、国際事務局が開発したオンラインツールである。このデータベースは、ニース分類の最新の版に従って分類され、かつ本分類審査ガイドラインと整合する、事前承認済みの数千の商品及びサービスの記載を提供する。これらの用語を用いることにより、出願人は指定商品及びサービスの一覧がマドリッド制度の手続に適合することを確保し、規則の第 12 規則又は第 13 規則に基づく欠陥通報を回避できる。

MGS データベースは、ニース分類及び参加官庁のデータベースに由来する商品及びサービスの記載を集約しており、これには TM5 ID リスト、欧州連合知的財産庁（EUIPO）データベース、米国特許商標庁（USPTO）、IP Australia、カナダ知的財産庁（CIPO）及び日本国特許庁（JPO）が含まれる。また、国際事務局により実務上受入れ可能であるとして承認された記載も含まれている。

さらにユーザーを支援し、欠陥又は暫定的拒絶通報のリスクを低減するために、MGS は、用語が国際事務局（「*Check acceptance by WIPO*」）及び指定締約国（「*Check acceptance by dCP*」）により受入れられるか否かを確認できる特別な機能を提供している。これらの機能により、利用者は加盟国によって拒絶され、暫定的拒絶通報につながる可能性のある用語を特定できる。そのような場合、MGS は「*Search related terms*」機能も提供しているので、より適切となり得る代替又は類似の用語を検索することを支援する。

## 2.2. マドリッド分類ヘルプデスク

技術革新及び事業慣行の進化の速度が速いことから、新規及び新興の商品及びサービスが継続的に市場へ導入されている。しかし、これらの出現と、加盟官庁による分類方針及びデータベースにおける正式な認定との間には、しばしば時間差がある。

この課題に対処するため、そのような商品及びサービスの分類の早期特定、迅速な分析及び適時の明確化が不可欠である。これらの取組は、マドリッド制度の加盟官庁及びユーザー双方にとっての透明性及び予見可能性の向上に寄与する。

この目的を支援するため、国際事務局はマドリッド分類ヘルプデスク（MCH）を設置した。これは、分類関連の照会に関してマドリッド制度の加盟官庁及びユーザーを支援することを目的とした専用支援サービスである。MCH は、国際出願で主張される又は主張される可能性が高い新規及び新興の商品及びサービスであって、ニース分類のアルファベット順一覧表、[マドリッドモニター](#)又は MGS に未だ反映されていないものについて、適切な分類に関する専門的指針を提供する。

MCH に提出されたすべての分類照会は、本審査ガイドラインに従って MCH により確認・評価の上、対応される。MCH は実務的かつ運用上の機能を有し、その決定はニース分類と整合していな

ればならない。

MCHの決定とニース分類との間に不一致又は矛盾が生じる場合、ニース分類の規定が優先する。

MCHは、マドリッド制度ウェブページの [Contact Us](#) 欄にあるオンライン請求フォームを通じて利用できる。

### 3. 国際出願における指定商品及びサービスの一覧の審査

#### 3.1. 法的根拠

マドリッド制度の下における指定商品及びサービスの分類の法的根拠は、規則、すなわち第12規則及び第13規則に定める特定の規定により確立される。これらの規則は、国際出願に表示された指定商品及びサービスの正確な分類を確保するうえでの、国際事務局及び本国官庁双方の手続及び責任を定める。

#### 第12規則

[第12規則](#)は、出願人が表示した分類について国際事務局が同意しない場合に、国際事務局が本国官庁と連携して国際出願に表示された指定商品及びサービスの表示の適切な分類を決定する手続を定める。この場合、国際事務局は、その提案により生ずる該当する手数料を含め、提案する分類を本国官庁に通報する。

#### 第13規則

[第13規則](#)は、国際事務局が(i)分類上極めて不明確、(ii)理解できない、又は(iii)語学的に不正確であると考え、国際出願に記載の指定商品及びサービスの用語又は表現を明確化する手続を定める。この場合、国際事務局は本国官庁に通報し、代替の表現を提案する。

第12規則及び第13規則に基づく審査手続（欠陥の特定及び取扱いを含む）の詳細な説明は、本書の第3.4節に示す。

#### 3.2. 指定商品及びサービスの分類に関する一般原則

マドリッド制度の下、国際事務局は、国際出願に表示された指定商品及びサービスの表示が、本国官庁（認証された日付）による受理日に効力を有するニース分類の版及びバージョン、又は、[議定書第3条\(4\)](#)にいう2か月の期限経過後に国際事務局が受領した場合には国際事務局による受領日に効力を有するニース分類の版及びバージョンに従って分類されることを確保する。

各個別の商品又はサービスの正確な分類を確認するためには、常にアルファベット順一覧表を参照すべきである。商品又はサービスがアルファベット順一覧表に存在せず、類別表及び注釈の助けによっても分類できない場合には、ニース同盟の専門家委員会により確立された次の一般的注釈が、適用すべき基準を定める。

## 商品の分類

- a) 「完成品は、原則として、その機能又は用途によって分類する。完成品の機能又は用途がどの類見出しにも記載されていない場合には、当該完成品は、アルファベット順一覧表に表示されている比較可能な他の完成品から類推して分類する。当該他の完成品がない場合には、商品の材料又は作動方式のような他の補助的な基準を適用する。」

例えば、「皮革製ジャケット」は、衣料品としての機能又は目的を有するため、第25類（被服）に分類される。革で作られているという事実は、第18類（革製品）にも分類できることを意味しない。

さらに、「皮革製被服」は、革製ジャケットを含むが、ニース分類のアルファベット順一覧表において第25類（固有番号250151）に分類されている。

原則として、商品が製造される材料は補助的な基準であり、商品がその機能又は用途により分類できない場合にのみ適用すべきである。

「小立像」は、その機能又は用途に従って分類できない完成品の例である。小立像は、例えば芸術的、装飾的又は宗教的目的に使用され得る。その結果、小立像は、それが製造される材料に従って分類される。

- b) 「完成品が複数の用途を有する複合物（例えば、ラジオ付き時計）である場合には、各機能又は各用途に対応するいずれの類にも分類することができる。しかしながら、もし商品が主たる用途を有する場合は、この類に分類するものとする。類見出しにおいて対応する機能又は用途が定められていない場合には、(a)に規定するその他の基準を適用する。」
- c) 「未加工又は半加工の原材料は、原則として、当該原材料を構成する物質を基準として分類する。」原材料は、未加工であれ半加工であれ、それ自体として機能又は目的を有しない。したがって、原材料は、それを構成する材料の種類に従って分類される。

特定の完成品は原材料と混同され得る。例えば、第30類に区分される「食塩」（固有番号300049）は、食品の味付けに使用されることを意図するため、第1類に区分される「未加工塩」（固有番号010476）と混同してはならない。

- d) 「他の商品の一部となることを目的として作られた商品は、同様の商品を通常は他の用途に使用することができない場合にのみ、原則として、当該他の商品と同じ類に分類する。他のすべての場合には、上記(a)に示す基準を適用する。」

例えば、「電気掃除機用ブラシ」（固有番号070559）は、第21類の大多数の「ブラシ」ではなく、掃除機とともに第7類に分類される。

- e) 「ある商品（完成品であるかないかを問わない。）がその材料に従って分類され、かつ、当該商品が異なる複数の材料から成る場合には、原則として、当該商品は主たる材料に従って分類す

る。」

例えば、「乳飲料」（固有番号 290072）は、乳が主成分であるため第 29 類に分類される。対照的に、「ミルク入りチョコレート飲料」（固有番号 300085）は、乳が付加されるのみで主成分ではないため第 30 類に属する。

- f) 「商品を収納するために当該商品に適合させた容器は、原則として、当該商品と同じ類に分類する。」

例えば、「スマートフォン用ケース」（固有番号 090741）及び「医療器具ケース」（固有番号 100116）は、「スマートフォン」（固有番号 090719）及び「医療用機械器具」（固有番号 100114）がこれらの類に分類され、かつケースがこれらの製品を保持し保護するために特別に設計されているため、第 9 類及び第 10 類に分類される。

同様に、「スキー専用バッグ」（固有番号 280166）は第 28 類に分類される一方、「スポーツバッグ」（固有番号 180118）は一般用途を意図し、特定のスポーツ用具に適合していないため第 18 類に属する。

## サービスの分類

- a) 「サービスは、原則として、サービスの類見出し及びその注釈に掲げる事業分野に従って分類するか、又は、それができない場合には、アルファベット順一覧表に掲げる比較可能なサービスから類推して分類する。」

例えば、銀行業務及び財務管理は、金融に関連するサービスであるため第 36 類に分類される。

- b) 「賃貸サービスは、原則として、賃貸の目的物によって提供されるサービス（例えば、第 38 類に示すところの電話機の貸与）と同じ類に分類する。リース方式による賃貸サービスは、賃貸サービスに類似しているために、同じ方法で分類するものとする。しかしながら、分割払い購入資金の貸付け又は賃借り満期購入方式の金融は、財政サービスとして第 36 類に分類する。」

- c) 「助言・情報又は指導の提供のサービスは、原則として、助言・情報又は指導の内容に対応するサービスの区分と同じ区分に分類するものとする。例えば、輸送の指導及び助言（第 39 類）、事業経営の指導及び助言（第 35 類）、金融の指導及び助言（第 36 類）、美容の指導及び助言（第 44 類）。助言・指導・情報が電子的手段（例えば、電話、コンピュータ）によって提供されることは、これらのサービスの分類に影響を及ぼすものではない。」

- d) 「サービスが提供される手段は、原則としてサービスの分類に影響を及ぼさない。例えば、金融又は財務に関する助言は、第 36 類に分類され、サービスが対面、電話、オンライン、仮想空間のいずれで提供されるかを問わない。ただし、提供の手段や場所によって、サービスの目的や結果が変化する場合は、この限りではない。例えば、あるサービスが仮想空間で提供される場合がこれにあたる。例えば、第 39 類に属する「輸送サービス」は、ある物理的な場所から別の場所への物品又は人の移動を伴う。しかし、仮想空間では、これらのサービスは同じ目的や結

果を有しないため、適切な分類のために明確にされる必要がある。例：娯楽のための仮想空間において提供される模擬旅行の実施（第41類）」

別の例は、第41類の「娯楽のための仮想空間における模擬レストランの提供」である。これらのサービスは、アバターが仮想空間で消費できる仮想の飲食物の提供を伴う。物理的な食品又は飲料の実際調理又は提供が存在しないため、これらのサービスは、伝統的なレストランサービスを対象とする第43類の範囲に含まれない。代わりに、これらの疑似サービスは娯楽目的を意図するため第41類に属する。

- e) 「フランチャイズの枠組みにおけるサービスは、原則として、フランチャイザーが提供する特定のサービスと同じ類に分類する（例えば、フランチャイズに関する事業の助言（第35類）、フランチャイズに関する財政サービス（第36類）、フランチャイズに関する法律事務（第45類））」

国際事務局は、国際出願に表示された表現が、サービスが提供される事業分野を明確に特定していない場合、分類上極めて不明確であるとみなす。したがって、国際事務局は、第41類、第43類又は第44類における「施設の提供」という表示を、サービスの性質及び（最も重要な）事業分野が不明確であるため、分類上極めて不明確であるとみなす。

これに代えて、国際事務局は、第41類（固有番号410035）の「運動施設の提供」、第43類（固有番号430026）の「キャンプ場施設の提供」、又は第44類（固有番号440271）の「身体のリハビリテーション施設の提供」のような、サービス及び関連事業分野を明確に特定する、より具体的な表示を受入れる。

これらの例は、明確性及び適切な分類を確保するため、サービス記載において事業分野を特定することの重要性を示す。

### 3.3. 分類決定プロセス

指定商品及びサービスの分類の決定プロセスは、国際出願に表示された指定商品及びサービスが、ニース分類及び適用される本審査ガイドラインに従い、適切に分類され明確に特定されることを確保するために、国際事務局の審査官が従う体系化された手順である。

マドリッド制度の加盟官庁及びユーザーにとって、国際事務局が適用する方法論及び分類基準を明確に理解することにより、指定商品及びサービスがどのように評価され分類されるかをよりの確に予測でき、それにより不整合が減少し、分類結果が改善される。

意思決定プロセスは、次の3つの主要段階を中心とする：**特定—分析—分類**

#### a) 指定商品及びサービスの性質の特定

- 審査官は、国際出願に記載された商品又はサービスの内容を確認し、各商品又はサービス

の区分けの背景及び理由を理解する。

- 審査官は、記載された各商品又はサービスの真の性質、機能及び意図された用途を判断し、その事業上及び法的意義を明確に理解する。

#### b) 指定商品及びサービスの分析

##### ➤ ニース分類の参照：

- 審査官は、ニース分類のアルファベット順一覧表及び類見出しを参照する。
- 審査官は、固有番号を用いて、完全一致する用語、同義語又は類似の比較可能な用語を検索する。
- 審査官は、注釈を参照して、曖昧又は複雑な用語を明確化する。
- 審査官は、性質、機能、意図された用途又はその他の補助的基準に基づき、各商品又はサービスに正しい類番号を付与する。

##### ➤ Madrid Goods and Services (MGS) Manager の参照：

- 審査官は、一貫性を確保するため、MGS で事前承認済み用語を検索する。

##### ➤ 指定商品及びサービスの明確性及び受入れ可能性の評価：

- 審査官は、表示された各用語が明確で具体的であり、十分に明確であるかを確認する。
- 審査官は、指定された類の文脈において当該用語を評価する。
- 審査官は、当該用語が複数の類に属し得るかを判断する。
- 審査官は、当該用語が指定された類と整合することを確保する。
- 審査官は、必要に応じて、注釈を参照し、又は出願人に明確化を求める。
- 審査官は、分類が WIPO 審査ガイドラインに整合することを確保する。
- 審査官は、用語が誤分類である場合、分類上極めて不明確である場合、理解できない場合、又は語学的に不正確である場合には、欠陥通報を発出する。

#### c) 指定商品又はサービスの分類

- 審査官は、すべての用語が受け入れられ、適切に分類されていることを確認して分類を確定する。
- 審査官は、国際出願の国際登録簿への記録を進める。
- 国際事務局は、国際登録を公表し、出願人及び指定締約国に通報する。

### 3.4. 審査手続

国際出願の受領後、国際事務局は、規則に定める方式要件に適合していることを確認するため審査する。

出願に欠陥がある場合、国際事務局は本国官庁及び出願人の双方に通報する。

本国官庁が是正しなければならない欠陥には、次の2種類がある。

- 指定商品及びサービスの分類に関する欠陥（第12規則）。
- 指定商品及びサービスの表示に関する欠陥（第13規則）。

### 第12規則に基づく欠陥－指定商品及びサービスの分類

国際事務局が指定商品及びサービスが正しい類に分類されていないと判断した場合、国際事務局は本国官庁に対し、分類変更の提案を通報し、出願人に写しを送付する。当該通報には、提案された変更により生ずる追加手数料も表示される。

提案された分類変更により、当初、商品及びサービスの一覧に含まれていた類よりも多くの類が含まれる結果となる場合（区分数が増加した場合）、出願人は追加された類を賄うために追加手数料を支払う必要がある。

本国官庁は、通報日から3か月以内に、分類変更の提案に応答することができる。官庁は意見を提出する義務はないが、国際事務局は出願人から直接の提案又は意見を受理することはできない。

2か月以内に応答がない場合、国際事務局は本国官庁及び出願人の双方に分類変更の提案を再度通知するリマインダーを送付する。

本国官庁が欠陥に応答した場合、国際事務局は官庁の応答を審査し、提案を撤回、修正又は維持することができる。その結果は、本国官庁及び出願人の双方に通報される。適用される手数料の変更も示される。

国際事務局が提案を撤回することを決定した場合、先に請求された追加手数料は不要となり、既に支払われている場合には出願人に返還される。

本国官庁が提案について意見を提出したか否かにかかわらず、国際事務局が正しいと考える分類により標章の登録は進められる。

提案された分類変更により生ずる追加手数料は、所定の期間内に支払われなければならない。これを怠ると、出願は放棄されたものとみなされる。

その場合、国際事務局は本国官庁に通報し、出願人にもその旨を通知する。既に支払われた手数料は、標章が色彩付きでない場合の基本手数料の二分の一に相当する額を控除した後、出願人に返還される。

### 第13規則に基づく欠陥－指定商品及びサービスの表示

国際事務局が、指定商品及びサービスの一覧中の用語が分類上極めて不明確である、理解できない、又は語学的に不正確であると考えられる場合、国際事務局は本国官庁に通報し、出願人にも通知する。国際事務局はそれに代わる用語を提案し、又は用語の削除を勧告することができる。

本国官庁は、通報から3か月以内に、提案をもって欠陥に応答することができる。その後、次のシナリオが適用され得る。

- 官庁の提案が受入れ可能である場合、又は官庁が国際事務局の提案に同意する場合、国際事務局は当該用語をそれに従って修正する。
- 提案が受入れ可能であるが分類上の問題を生じさせる場合、第12規則に記載された手続が適用される。
- 期限内に受入れ可能な提案が受領されない場合：
  - ・ 本国官庁が当該用語について類を指定している場合、国際事務局は、国際出願に記載されたとおりの用語を国際登録に含め、併せて当該用語が国際事務局の見解では分類上極めて不明確、理解できない又は語学的に不正確である旨の注記を付す。
  - ・ ただし、類が表示されていない場合、国際事務局は当該用語を削除し、本国官庁及び出願人にその旨を通報する。

### 3.5. 国際出願における商品及びサービス一覧の限定の審査

国際出願は、一又は二以上の指定締約国に関して指定商品及びサービスの一覧の限定を含めることができる。そのような限定は、納付すべき手数料額の削減、暫定的拒絶通報の回避、潜在的な法的紛争又は訴訟の防止、又は第三者との合意の遵守など、様々な戦略的又は手続上の理由により導入される場合がある。

限定は指定締約国ごとに異なり得る。例えば、一覧が「ビール；ミネラルウォーター及び炭酸水並びにその他のノンアルコール飲料」（第32類）を含む場合、限定は次のように表現され得る。

- アメリカ合衆国：「ビール；ミネラルウォーター及び炭酸水」
- 欧州連合：「ミネラルウォーター及び炭酸水」
- スイス：「ビール」

限定を提出する際、出願人は、関係する指定締約国において保護を求めるすべての商品及びサービスを明確に特定しなければならない。区分内の一部の指定商品及びサービスのみが表示されている場合、国際事務局は、主となる指定商品及びサービスの一覧（Main List）に記載されたその他の指定商品及びサービスの記載を除外し、限定の一覧（Limitation List）に記載された指定商品又はサービスに限定して保護を求めていると解釈する。

#### 審査方針

指定商品又はサービスの一覧の限定が国際出願に含まれる場合、国際事務局は、限定一覧がニース分類に従って正しく分類され、かつ区分けされていることを確保するため、当該限定一覧を審査する。この審査は、上記と同一の手続に従う。

重要な点として、国際事務局は、限定された指定商品及びサービスが主となる指定商品及びサービス

ス一覧（Main List）の範囲内に含まれるか否かを審査しない。この判断は、指定締約国官庁の責任である。

国際事務局が限定一覧に表示された指定商品及びサービスを分類できない場合、[第12規則\(8の2\)](#)に基づく欠陥通報を発行する。欠陥が通報日から3か月以内に是正されない場合、限定は当該指定商品及びサービスを含まないものとみなされる。

国際事務局が指定商品及びサービスの分類について提案を行う場合、国際事務局は、[第12規則\(9\)](#)に従い、本国官庁が意見を提出したか否かにかかわらず、自ら正しいと考える分類により標章を登録する。

## 4. 指定商品及びサービスの受入れ可能性に関する分類方針

### 4.1. 類見出し

類見出しは、一般的に、特定の類の下での指定商品及びサービスが原則として属する分野を示す。類見出しは、セミコロンにより区切られた、商品又はサービスの複数の一般的表示から構成される。

例えば、第12類及び第35類の見出しは次のとおりである。

第12類：「乗物；陸上、空中又は水上の移動用の装置（*Vehicles; apparatus for locomotion by land, air or water.*）」

第35類：「広告；事業の管理、組織及び運営；事務処理（*Advertising; business management, organization and administration; office functions.*）」

したがって、第12類の見出しは「乗物（*Vehicles*）」及び「陸上、空中又は水上の移動用の装置（*apparatus for locomotion by land, air or water*）」の2つの一般的表示から構成される一方、第35類の見出しは「広告（*Advertising*）」、「事業の管理、組織及び運営（*business management, organization and administration*）」並びに「事務処理（*office functions*）」の3つの一般的表示から構成される。

### 審査方針

国際事務局は、類見出し又はその一般的表示が理解可能で、語学的に正確であり、かつ十分に明確であり、その使用が分類目的上の指定商品及びサービスの適切な特定を構成すると考える。

したがって、国際事務局は、国際出願において指定商品及びサービスの表示として記載された類見出しを受入れる。類見出しの全体、または、一般的表示の一部のみを記載してもよい。

したがって、国際事務局は、ニース分類に規定された一般的表示又は類見出し全体が国際出願に表示されている場合、欠陥通報を行わない。

類見出しを受入れる国際事務局の方針は、一部の国内又は広域官庁が採用する実務と異なる可能性がある。これら官庁の一部は類見出しを受け入れず、国際登録の名義人に対し保護を求める指定商品又はサービスをさらに特定することを求める場合がある。

さらに、ニース類見出しの一部又は全体の使用を受入れる締約国の間でも、類見出しの下でカバーされる指定商品及びサービスの解釈は異なる場合がある。

国際事務局により標章が登録された後は、特定の類見出しに対する将来の変更は、当該類見出しの旧版を表示する国際登録に遡及的に影響しない。

#### 4.2. 複数の類に分類可能な表示

製品又はサービスに関する特定の表示は、1つを超える類に分類される可能性がある。

例えば、「クロノグラフ (chronographs)」は、第9類（「クロノグラフ (chronographs [time recording apparatus])」(固有番号 090586) を含む) 又は第14類（「ストップウォッチ (chronographs [watches])」(固有番号 140027) を含む) のいずれにも分類され得る。同様に、「病理検査 (pathological testing)」は、第44類（「診断又は治療のための病理検査 (pathological testing for diagnostic and treatment purposes)」(固有番号 440277) を含む) 又は第42類（「法医学のための病理検査 (pathological testing for forensic purposes)」(固有番号 420308) を含む) のいずれにも分類され得る。

#### 審査方針

規則に従い、国際事務局は、国際出願に表示された指定商品及びサービスが、理解可能で、言語的に正確であり、かつ正しい分類のため十分に明確であることを要求する。

#### 商品

ニース分類の一般的注釈によれば、完成品は、対応するニース類見出し及び注釈に示されるとおり、その用途又は機能に従って分類される。特定の完成品の用途又は機能がいかなる類見出しにも示されていない場合、その製品は、材料又は作動方式のような他の基準に従って分類され得る。

したがって、特定の完成品は、その製品がどのように表現されるかに応じて、複数の類に分類され得る。

分類目的上、特定の製品が複数の類に分類され得るが、適用可能な類のうち1つのみが表示されている場合、国際事務局はこれを欠陥とみなさない。出願人は、当該類の文脈において理解される商品のみを指すことを意図していると推定される（「[マドリッド制度に関するガイド](#)」の段落 346）。

国際事務局は、国際出願に表示された類番号を考慮する。これにより、商品をどのように解釈すべきかの文脈が明らかになる。表示が当該類の文脈において十分な意味を有する場合、追加の特定な

く当該類に区分することができる。

ただし、国際事務局によるそのような解釈は、指定締約国の権利を害しない。各指定締約国は、自国の国内又は域内法及び実務に従って標章の保護範囲を決定する完全な権限を保持する。

その結果、次の分類原則が適用される。

## 1. 用途による分類：

特定の商品が**意図された用途**により複数の類に分類可能であり、かつ該当する類のいずれかが表示されている場合、国際事務局は当該表示を受け入れる。

例えば、「レーザー光発生装置 (lasers)」は、次のように分類される。

- 第9類（「レーザー光発生装置（医療用のものを除く。） (lasers, not for medical purposes)」（固有番号 090323）を含む）
- 第10類（「医療用レーザー発生装置 (lasers for medical purposes)」（固有番号 100106）を含む）

「セーム革 (chamois leather)」は、次のように分類される。

- 第18類（「セーム革（清掃用のものを除く。） (chamois leather, other than for cleaning purposes)」（固有番号 180094）を含む）
- 第21類（「清掃用セーム革 (chamois leather for cleaning)」（固有番号 210263）を含む）

「アルコール (alcohol)」は、次のように分類される。

- 第1類（「工業用アルコール (alcohol for industrial purposes)」（固有番号 010040）を含む）
- 第5類（「医薬用アルコール (alcohol for pharmaceutical purposes)」（固有番号 050438）を含む）

「海水 (seawater)」は、次のように分類される。

- 第1類（「工業用海水 (seawater for industrial purposes)」（固有番号 010636）を含む）
- 第5類（「医療用浴用海水 (seawater for medicinal bathing)」（固有番号 050044）を含む）
- 第30類（「海水（調理用のもの） (seawater for cooking)」（固有番号 300169）を含む）

## 2. 材料による分類：

特定の商品が、それが製造される**材料**により複数の類に分類可能であり、かつ該当する類のいずれかが表示されている場合、国際事務局は当該表示を受け入れる。

例えば、「ラベル (labels)」は、次のように分類される。

- 第6類（「金属製ラベル (labels of metal)」(固有番号 060465) を含む)
- 第16類（「紙製又は厚紙製ラベル (labels of paper or cardboard)」(固有番号 160308) を含む)
- 第18類（「革製ラベル (labels of leather)」(固有番号 180130) を含む)
- 第20類（「プラスチック製ラベル (labels of plastic)」(固有番号 200307) を含む)
- 第24類（「織物製ラベル (labels of textile)」(固有番号 240102) を含む)

「建築材料 (building materials)」は、次のように分類される。

- 第6類（「建築用金属材料 (building materials of metal)」(固有番号 060291) を含む)
- 第19類（「建築材料 (金属製のものを除く。) (building materials, not of metal)」(固有番号 190197) を含む)

「包装用袋 (bags for packaging)」は、次のように分類される。

- 第16類（「紙製又はプラスチック製の包装袋 (bags [envelopes, pouches] of paper or plastics, for packaging)」(固有番号 160246) を含む)
- 第17類（「ゴム製包装袋 (bags [envelopes, pouches] of rubber, for packaging)」(固有番号 170077) を含む)
- 第18類（「革製包装用袋 (bags [envelopes, pouches] of leather, for packaging)」(固有番号 180079) を含む)
- 第22類（「織物製包装用袋 (bags [envelopes, pouches] of textile, for packaging)」(固有番号 220069) を含む)

### 3. 機能による分類：

特定の商品が、その機能により複数の類に分類可能であり、かつ該当する類のいずれかが表示されている場合、国際事務局は当該表示を受け入れる。

例えば、「ロボット (robots)」は、次のように分類される。

- 第7類（「工業用ロボット (industrial robots)」(固有番号 070422) を含む)
- 第9類（「科学実験用の人工知能搭載のヒューマノイドロボット (humanoid robots with artificial intelligence for use in scientific research)」(固有番号 090778)、「実験用ロボット (laboratory robots)」(固有番号 090787)、「教育支援用ロボット (産業用・医療用・遊戯用のものを除く。) (teaching robots)」(固有番号 090788)、「防犯用監視ロボット (security surveillance robots)」(固有番号 090789) 及び「テレプレゼンスロボット (telepresence robots)」(固有番号 090822) を含む)
- 第10類（「外科手術用ロボット (surgical robots)」(固有番号 100253) を含む)
- 第28類（「おもちゃのロボット (toy robots)」(固有番号 280231) を含む)

「避妊用品 (contraceptives)」は、次のように分類される。

- 第5類「避妊薬 (chemical contraceptives)」(固有番号 050095) を含む

- 第10類「避妊用具（contraceptives, non-chemical）」（固有番号100184）を含む

#### 4. 作動方式による分類：

特定の商品が、その**作動方式**により複数の類に分類可能であり、かつ該当する類のいずれかが表示されている場合、国際事務局は当該表示を受入れる。

例えば、「窓閉塞装置（window closers）」は、次のように分類される。

- 第6類（「金属製窓閉塞装置（電気式のものを除く。）（window closers of metal, non-electric）」（固有番号060444）を含む）
- 第7類（「電気式窓閉塞装置（window closers, electric）」（固有番号070546）又は「空気圧式（pneumatic）」（固有番号070550）又は「油圧式（hydraulic）」（固有番号070548）を含む）
- 第20類（「窓閉塞装置（金属製及び電気式のものを除く。）（window closers, not of metal, non-electric）」（固有番号200342）を含む）

「リニアアクチュエーター（linear actuators）」は、次のように分類される。

- 第7類（「空気圧式又は油圧式のリニアアクチュエーター（陸上の乗用用のものを除く。）（pneumatic or hydraulic linear actuators, other than for land vehicles）」（固有番号070594）を含む）
- 第9類（「電気式リニアアクチュエーター（electric linear actuators）」（固有番号090900）を含む）
- 第12類（「陸上の乗用用の空気圧式又は油圧式リニアアクチュエーター（pneumatic or hydraulic linear actuators for land vehicles）」（固有番号120336）を含む）

#### 5. 性質による分類：

特定の商品が、その**性質**、具体的には未加工、半加工、加工済み又は保存加工済みであるか否かにより複数の類に分類可能であり、かつ該当する類のいずれかが表示されている場合、国際事務局は当該表示を受け入れる。

例えば、「レンズ豆（lentils）」は、次のように分類される。

- 第29類（「保存加工をしたレンズ豆（preserved lentils）」（固有番号290077）を含む）
- 第31類（「生のレンズ豆（fresh lentils）」（固有番号310076）を含む）

「合成樹脂（synthetic resins）」は、次のように分類される。

- 第1類（「未加工合成樹脂（synthetic resins, unprocessed）」（固有番号010455）を含む）
- 第17類（「半加工合成樹脂（synthetic resins, semi-processed）」（固有番号170075）を含む）

#### 6. 複数の基準による分類：特定要件

特定の商品が上記5つの分類基準のうち1つを超えて、複数の基準により複数の類に分類される可能性がある場合、当該商品の表示は、指定された類の文脈において、当該類に区分することを正当化できる、十分な意味及び具体性を備えていなければならない。

商品の記述が、関連する類見出し及び注釈により定義される当該類の範囲内に明確かつ自然に収まる場合、国際事務局は追加的に詳細な記載を求めることなく、その表示を受け入れる。

反対に、記述が曖昧であったり、又は指定された類との明確かつ一義的な関連付けを示すために必要な具体性を欠いたりする場合、国際事務局はこれを受入れない。代わりに、国際事務局は第13規則に基づく欠陥通報を行い、追加的に詳細な記載の提供を求める。

例えば、「扉 (doors)」だけでは、その材料又は用途に従い、潜在的に次の4つの異なる類に属する可能性がある。

- 第6類（「金属製扉 (doors of metal)」(固有番号 060100) を含む)
- 第12類（「船舶・航空機・鉄道車輛・自動車用扉 (doors for vehicles)」(固有番号 120160) を含む)
- 第19類（「扉 (金属製のものを除く。) (doors, not of metal)」(固有番号 190069) を含む)
- 第20類（「家具用扉 (doors for furniture)」(固有番号 200170) を含む)

この文脈において、国際事務局は、「扉 (doors)」を、第6類及び第19類では追加的に詳細な記載を求めることなく受け入れる。これは、当該用語が、対応する類見出し及び注釈に従い、建築及び建設材料として両方の類の範囲内に明確かつ自然に含まれるためである。

これに対し、同一の表示を第12類及び第20類にあてはめると、当該類が対象とする商品との明確かつ一義的な関連付けを確立するために必要な具体性を欠くため、曖昧であり分類上極めて不明確であるとみなされる。

したがって、国際事務局は、第12類及び第20類において追加の説明なく「扉 (doors)」を受入れない。そのような場合、規則の第13規則に基づく欠陥通報が行われ、出願人に対し、より正確な記述の提供が求められる。

同様に、「パイプ (pipes)」だけでは、その材料、用途又は機能に従い、潜在的に次の7つの異なる類に属する可能性がある。

- 第6類（「金属製管 (pipes of metal)」(固有番号 060127)、「鋼管 (steel pipes)」(固有番号 060011)、「金属製排水管 (drain pipes of metal)」(固有番号 060114)、「金属製とい (gutter pipes of metal)」(固有番号 060356)、「金属製送水管 (water-pipes of metal)」(固有番号 060091)、「セントラルヒーティング用の金属製管 (pipes of metal for central heating installations)」(固有番号 060076) を含む)
- 第7類（「切断用トーチ (ガス式) (cutting blow pipes, gas-operated)」(固有番号

070486)、「ガスはんだ付け用トーチ (soldering blow pipes, gas-operated)」(固有番号 070504)を含む)

- 第 11 類 (「衛生設備用給排水管 (water-pipes for sanitary installations)」(固有番号 110103)、「暖房装置用ボイラー管 (boiler pipes for heating installations)」(固有番号 110078)、「暖房装置用熱安定性のポリプロピレン製パイプ (heat-stabilized polypropylene pipes for heating installations)」(固有番号 110398)を含む)
- 第 15 類 (「オルガン用風管 (wind pipes for organs)」(固有番号 150058)を含む)
- 第 17 類 (「キャンバス製ホース (canvas hose pipes)」(固有番号 170065)、「フレキシブル管 (金属製のものを除く。) (flexible pipes, not of metal)」(類見出し)を含む)
- 第 19 類 (「分岐管 (金属製のものを除く。) (branching pipes, not of metal)」(固有番号 190080)、「排水管 (金属製のものを除く。) (drain pipes, not of metal)」(固有番号 190220)、「建築用の硬質管 (金属製のものを除く。) (rigid pipes, not of metal for building)」(固有番号 190178)、「とい (金属製のものを除く。) (gutter pipes, not of metal)」(固有番号 190075)、「送水管 (金属製のものを除く。) (water-pipes, not of metal)」(固有番号 190076)、「水圧管 (金属製のものを除く。) (penstock pipes, not of metal)」(固有番号 190232)、「砂岩管 (sandstone pipes)」(固有番号 190101)を含む)
- 第 34 類 (「たばこ用パイプ (tobacco pipes)」(固有番号 340009)を含む)

国際事務局は「パイプ (pipes)」を第 6 類及び第 19 類において、追加的に詳細な記載を求めることなく受け入れる。これは、当該用語が、対応する類見出し及び注釈に従い、建築及び建設材料として 2 つの類の範囲内に明確かつ自然に含まれるためである。

これに対し、国際事務局は、その他の 5 つの該当する類のいずれにおいても、「パイプ (pipes)」という表示をそのままの記載で受け入れない。これは、当該用語が曖昧であり、当該類が対象とする商品との明確かつ一義的な関連付けを確立するために必要な具体性を欠くと考えられるためである。したがって、国際事務局は第 13 規則に基づく欠陥通報を行い、出願人に追加的に詳細な記載の提供を求める。

## サービス

ニース分類の一般的注釈によれば、サービスは、原則として、対応する類見出し及びその注釈に示される事業分野に従い、特定の類の下に区分される。

完成品と同様に、特定のサービスも、そのサービスがどのように表現されるかに応じて、複数の類に分類される可能性がある。そのような場合、国際事務局は、必要に応じて修正を行った上で、完成品について採用される実務と同様の実務をサービスに対しても採用する。

したがって、国際事務局は、サービスの表示が、特定の類の文脈において十分な意味を有し、追加的に詳細な記載をすることなく分類できる場合、その表示を受け入れる。

以下は、国際事務局が追加的に詳細な記載を求めることなく、複数の類で受け入れ可能なサービス表示の例である。

例えば、「宿泊施設仲介サービス（accommodation bureau services）」は、次のように分類される。

- 第 36 類（「アパートの貸与の媒介又は取次ぎ（accommodation bureau services [apartments]）」（固有番号 360045）を含む）
- 第 43 類（「ホテルその他の宿泊施設のアっせん（accommodation bureau services [hotels, boarding houses]）」（固有番号 430004）を含む）

「座席の予約（booking of seats）」は、次のように分類される。

- 第 39 類（「旅行者のための座席の予約（booking of seats for travel）」（固有番号 390056）を含む）
- 第 41 類（「興行場の座席の予約（booking of seats for shows）」（固有番号 410078）を含む）

「害虫の駆除（pest control services）」は、次のように分類される。

- 第 37 類（「害虫の駆除（農業、水産養殖業、園芸又は林業に関するものを除く。）（pest control services, other than for agriculture, aquaculture, horticulture and forestry）」（固有番号 370143）を含む）
- 第 44 類（「害虫の駆除（農業・水産養殖業・園芸又は林業に関するもの）（pest control services for agriculture, aquaculture, horticulture and forestry）」（固有番号 440220）を含む）

「脚本の作成（scriptwriting）」は、次のように分類される。

- 第 35 類（「広告のための脚本の作成（scriptwriting for advertising purposes）」（固有番号 350132）を含む）
- 第 41 類（「脚本の作成（広告用のものを除く。）（scriptwriting, other than for advertising purposes）」（固有番号 410089）を含む）

「展示会の企画・運営（organization of exhibitions）」は、次のように分類される。

- 第 35 類（「商業又は広告のための展示会の企画・運営（organization of exhibitions for commercial or advertising purposes）」（固有番号 350064）を含む）
- 第 41 類（「文化又は教育のための展示会の企画・運営（organization of exhibitions for cultural or educational purposes）」（固有番号 410051）を含む）

「出版（publication）」は、次のように分類される。

- 第 35 類（「広告物の出版（publication of publicity texts）」（固有番号 350038）を含む）
- 第 41 類（「書籍の制作（publication of books）」（固有番号 410024）及び「書籍の制作（広告物を除く。）（publication of texts, other than publicity texts）」（固有番号 410016）を含む）

「ユーザーによるレビュー情報の提供（providing user reviews）」は、次のように分類される。

- 第 35 類（「商業用又は広告用のユーザーによるレビュー情報の提供（providing user reviews for commercial or advertising purposes）」（固有番号 350160）を含む）
- 第 41 類（「ユーザーによるレビューを内容とする娯楽に関する情報の提供（providing user reviews for entertainment or cultural purposes）」（固有番号 410226）を含む）

## 一般用語

一般用語とは、ニース分類のアルファベット順一覧表に掲げられ、主として特定の類（「本来属する類（natural class）」と称される）に関連付けられるが、その表現のされ方に応じて他の類にも関連し得る用語をいう。一般用語は、アルファベット順一覧表においてアスタリスクが付された形で表示される。

一般用語の例としては次がある。

第 1 類の「acids」；第 2 類の「paints」；第 3 類の「soap」；第 4 類の「candles」；第 5 類の「vitamin preparations」；第 6 類の「doors of metal」；第 7 類の「pulleys」；第 8 類の「knives」；第 9 類の「magnets」；第 10 類の「feeding bottles」；第 11 類の「burners」；第 12 類の「bicycles」；第 13 類の「cartridges」；第 14 類の「watches」；第 16 類の「cardboard」；第 17 類の「gaskets」；第 18 類の「bags」；第 19 類の「plaster」；第 20 類の「armchairs」；第 21 類の「brushes」；第 22 類の「nets」；第 23 類の「threads」；第 24 類の「cloth」；第 25 類の「clothing」；第 26 類の「buttons」；第 27 類の「carpets」；第 28 類の「skateboards」；第 29 類の「eggs」；第 30 類の「bread」；第 31 類の「oats」；第 33 類の「cocktails」；第 34 類の「cigarettes」；第 36 類の「brokerage」；第 40 類の「dyeing services」；第 41 類の「writing of texts」；第 42 類の「architectural services」；第 43 類の「rental of lighting apparatus」；及び第 45 類の「rental of diving suits」。

国際事務局は、一般用語が、その「本来属する類（natural class）」以外の類に、いかなる追加の限定もなく国際出願に記載されている場合、欠陥通報を行う。この場合、出願人は、適切に分類できるように、保護を求める商品又はサービスをさらに具体的に記載することが求められる。

例えば、国際事務局は、第 20 類の「肘掛けいす（armchairs）」は受入れるが、第 10 類では受け入れない。この場合、出願人は、例えば「医療用又は歯科用の肘掛けいす（dentists' armchairs）」のように、当該用語をさらに限定することが求められる。

別の例として、国際事務局は第 40 類の「染色（dyeing services）」は受入れるが、第 44 類では受け入れない。この場合、出願人は、例えばサービスを「頭髪の染毛（hair dyeing services）」と具体化することができる。

### 4.3. 指定商品及びサービスの一覧の範囲を明確にする表現の使用

#### 4.3.1. 「特に (in particular)」、「すなわち (namely)」、「すなわち (i.e.)」、「～としての (being)」及び類似の表現の使用

出願人は、指定商品及びサービスの一覧において、一覧をさらに具体化するため、特定（例えば「特に (in particular)」、「とりわけ (especially)」、「具体的には (specifically)」、「含む (including)」、「主として (mainly)」）又は限定（例えば「すなわち (namely)」、「すなわち (i.e.)」、「～としての (being)」）するための表現を用いることが多い。国際事務局は、これらの表現が特定の商品又はサービスの名称を伴う場合には受け入れる。

- 第8類（「ナイフとしてのチョッパー (choppers being knives)」を含む）
- 第9類（「コンピュータソフトウェア、特に記録されたコンピュータゲームソフトウェア (computer software, in particular recorded computer game software)」を含む）
- 第12類（「自動車、すなわちモーターレース用自動車 (cars, namely, motor racing cars)」を含む）

国際事務局はまた、指定商品及びサービスの一覧の末尾に含まれる可能性のある、一覧をさらに具体化又は狭めるための表現も受け入れている。

- 第44類（「造園；景観設計及び建築；芝生の手入れ；前記すべてのサービスは公園及び庭園に関するもの (Landscape gardening; landscape design and architecture; lawn care; all the aforementioned services relating to public parks and gardens)」を含む）

#### 4.3.2. 「類 (and the like)」、「等 (etc.)」、「例えば (such as)」、「例えば (for example)」の使用

出願人は、既に該当する類で表示された指定商品又はサービスと同種であるが、具体化されていない指定商品又はサービスにまで保護を拡張する目的で、「類 (and the like)」、「等 (etc.)」や「例えば (such as)」といった表現を使用することがある。

国際事務局は、これらの表現は正確性を欠き、保護を求める指定商品及びサービスを明確に特定することができないため、その使用を受け入れていない。

#### 4.3.3. 特定の類における「すべての商品／サービス (all goods/services)」又は「その他のすべての商品／サービス (all other goods/services)」の主張

国際事務局は、「第X類のすべての商品 (all goods in class X)」、「本類のすべてのサービス (all services in this class)」、「第X類のその他のすべての商品 (all other goods in class X)」、「本類のその他のすべてのサービス (all other services in this class)」といった表現の使用を受け入れない。規

規則の第9規則(4)(a)(xiii)によれば、出願人は「標章の国際登録が求められている商品及びサービスの名称」を表示しなければならない。

国際事務局は、これらの表現が単独で（すなわち商品又はサービスが何ら列挙されていない）記載されている場合であっても、具体的な指定商品又はサービスの名称とともに現れる場合であっても、規則の第13規則に基づく欠陥通報を行う。

#### 4.4. 重複する用語の使用

一部の国際出願の中には、特定の類の中で、商品又はサービスの用語若しくは表現を複数回記載している場合がある。これは、出願人の誤りか、本国官庁の見落としの可能性もあるが、意図的な選択である可能性もある。

#### 審査方針

現行の法的枠組みの下、国際事務局は国際出願に記載された指定商品及びサービスの表示の適切な分類を確認することが求められている。国際事務局は出願人の意図に対して、疑義を呈したり解釈したりできない。

したがって、国際出願において特定の商品又はサービスの表示が同一の正しい類の中で複数回記載されている場合、国際事務局は欠陥通報を行わず、また本国官庁により認証され送付された当該国際出願の指定商品及びサービスの一覧から同一の表示を削除するために職権による修正も行わない。

国際事務局による指定商品及びサービスの一覧における重複した用語の受入れは、国際出願の効率的処理を支援するための一般的指針としてのみ意図される。

しかし、そのような運用は指定締約国を拘束するものではなく、各指定締約国は、自国の国内又は域内法及び審査実務に従って、重複した用語の受入れ可能性を評価し決定する完全な権限を保持する。

#### 4.5. 分類上極めて不明確な用語

国際事務局は、用語が分類上極めて不明確であるとは、指定商品についてはその性質、機能又は用途を、指定サービスについてはそれらが属する事業分野を明確に特定するために必要な明確性、性格性又は具体性を欠き、ニース分類の下で当該用語を特定の類に分類することが困難又は不可能となる場合をいう。

極めて不明確な用語の例：

- 電子装置／電子機器（electronic apparatus/equipment）
- 電気器具／電気機構（electric instruments/mechanisms）

- 周辺機器 (peripheral devices)
- 人工製品 (artificial products)
- 支援サービス (support services)
- 施設の提供 (providing facilities)
- 情報の提供 (providing information)
- 専門的コンサルティング／助言 (technical consultancy/advice)

#### 4.6. 理解不能な用語

国際事務局は、造語、誤り又は不完全な構文、又は複数の解釈が可能で、何を指すのか不明な場合、該当の用語を理解不能であるとみなす。また、非標準的な又は過度に専門的な言語を含み、明確な意味を伝えられない、又は指定された類の文脈において理解できない場合にも、理解不能とみなされることがある。

理解不能な用語の例：

- 説明のない造語（例：「ゾルビフレックス液 (zorbiflex solutions)」)
- 文脈を欠いた、極めて専門的な用語（例：「非線形エピタキシャル誘電体絶縁基板 (non-linear epitaxial dielectric isolation substrates)」)
- 矛盾する用語（例：「液状固体 (liquid solids)」)
- 第9類における「写真電信化装置 (phototelegraphicalizing apparatus)」(「写真電送装置 (phototelegraphy apparatus)」が正しい)
- 第42類における「コンピュータゲームのソリューション (computer game solutions)」(「コンピュータゲームソフトウェアの開発 (development of computer games)」が正しい)
- 第3類における「美容製品 (beautifyment products)」(「化粧品製品 (cosmetic products)」が正しい)
- 第38類における「電気通信的性質 (telecommunicationalities)」(「電気通信サービス (telecommunication services)」が正しい)

#### 4.7. 語学的に不正確な用語

国際事務局は、文法の誤り、スペルミス又は不正確な構文を含み、それにより主張される指定商品又はサービスを明確に理解することが妨げられ、正式な分類に適さない場合、当該用語を言語的に不正確であるとみなす。

語学的に不正確な用語の例：

- 意味に影響するスペルミス（例：「コンピュータソフトウェア (computr softwear)」)
- 文法的に不正確な構文（例：「コンサルティングによる事業の管理 (managing of the business by consulting)」)
- 曖昧さを生む誤った単語の組み合わせ（例：「被服の小売の乗物 (retail vehicles of

- clothing)」)
- 意味を変える前置詞の誤用（例：「コンピュータを含むサービス (services consisting with computers)」)
  - 必要な要素を欠いた不完全なフレーズ（例：「調製及び (preparation and)」とのみ記し、何を調製するか示さないもの)
  - 複数形及び冠詞の誤り（例：「事業管理に関する助言の提供 (providing of advices in business managements)」)
  - 文法上の問題（例：第 37 類において、「機械の保守 (machinery maintenance)」とすべきところ「機械のサービス (services of machinerics)」となっている)
  - 構文の誤り（例：第 45 類における「法分野における助言 (legal consultancy)」とすべきところ「法律における相談 (consultations in legal)」となっている)

#### 4.8. 指定商品及びサービスの一覧内における他の類を参照した記載

指定商品及びサービスの適切な特定及び正しい分類のためには、明確な記述が不可欠である。他の類に含まれる表示の参照に基づいた指定商品及びサービスの表示について、国際事務局では分類目的上受け入れられない。

例えば、第 9 類における「第 36 類のサービスのためのコンピュータソフトウェア (computer software for services in Class 36)」又は第 35 類における「上記第 25 類に記載された商品に関する小売の業務 (retail services relating to the goods mentioned in Class 25 above)」といった表現は、国際事務局では受け入れられない。

したがって、指定商品及びサービスの一覧において他の類参照した記載がある場合、国際事務局は規則の第 13 規則に基づく欠陥通報を行う。

#### 4.9. 指定商品及びサービスの一覧における専有名称

本国官庁により認証された国際出願は、登録が求められる指定商品及びサービスの一覧において、専有名称（例：ブランド名、登録商標）を含むことがある。

### 審査方針

マドリッド制度は複数の作業言語で運用され、130 を超える法域にまたがっており、それぞれが独自の商標法及び規則並びに受入れ可能な用語を有する。その結果、ある法域では受理可能と考えられる用語が、別の法域では専有的又は曖昧とみなされる場合がある。

国際出願の審査における国際事務局の役割は方式審査に限定される。具体的には、指定商品及びサービスの一覧で使用される用語がニース分類の下で分類可能であることを確保する。

国際事務局は、商標権に関する実体審査を行わず、指定商品及びサービスの一覧中の用語が専有名称を構成するか否かを判断しない。この責任は、国際出願を認証する本国官庁及び出願人にある。

したがって、国際事務局は、専有名称がニース分類に従って適切に分類できるよう、製品を明確に特定する態様で表示されている限り、専有名称の使用を受け入れる。

反対に、専有名称が明確かつ正確な分類を可能にしない場合、国際事務局は当該用語を第13規則に基づく欠陥とし、分類上極めて不明確であるとみなす。

## 5. 指定商品及びサービスの一覧の書式及び構文

### 5.1. 句読点

出願人が保護を求める指定商品及びサービスの一覧における句読点の適切な使用は、それらの理解、分類及びその後の翻訳を容易にするため極めて重要である。

とりわけ、セミコロンは、同じ類の中で異なるカテゴリーの指定商品及びサービスを明確に区別するために、歴史的に大多数の官庁により使用されてきた。コンマのみの使用では、この区別をすることはできない。

したがって、MM2様式は、指定商品及びサービスの表示を区切るためにセミコロンを使用するよう出願人に指示している。

当該類に表示された指定商品又はサービスの表示を区切るためにセミコロン（;）を使用すること。

例：

09 Screens for photoengraving; computers.

35 Advertising; compilation of statistics; commercial information agency services.

さらに、ピリオドは、当該類における一覧が完結したことを示すために、当該類の一覧の末尾にのみ使用すべきである。

句読点の例：

上記の指示どおりセミコロンを使用することにより、国際出願に表示された指定商品及びサービスを正しく解釈することが容易になる。

次の例に示すとおり、コンマ又はセミコロンの誤用は、審査段階及び翻訳段階の双方において、国際出願に表示された指定商品及びサービスの誤解釈につながりやすい。

### 第1類

- Class 1: Vitamin preparations; proteins for use in the manufacture of food supplements.
- 第1類：ビタミン剤，栄養補助食品の製造用たんぱく質

上記のとおり表示された一覧では、「ビタミン剤」は「栄養補助食品の製造用」とは関連しない。したがって、ビタミン剤は第5類に分類されるべきである。

代わりに、次のように記載することができる。

- Class 1: Vitamin preparations, proteins for use in the manufacture of food supplements.
- 第1類：ビタミン剤・栄養補助食品の製造用たんぱく質

この一覧では、「ビタミン剤」は「栄養補助食品の製造用」と関連する。したがって、商品は第1類に正しく分類される。

#### 第41類

- Class 41: Publication of books; magazines
- 第41類：書籍の制作，雑誌

上記のとおり表示された一覧では、「雑誌」は「制作」サービスとは関連しない。したがって、雑誌は第16類に分類されるべきである。

代わりに、次のように記載することができる。

- Class 41: Publication of books, magazines.
- 第41類：書籍・雑誌の制作

この一覧では、「雑誌」は「制作」サービスと関連する。したがって、サービスは第41類に正しく分類される。

同様に、限定を表現する場合又はさらに具体的に記載を行う場合には、例えば次のように、コンマ及びセミコロンを適切に用いるべきである。

#### 第12類

- Class 12: Tires for automobiles, motorcycles and bicycles.
- 第12類：自動車・オートバイ及び自転車用タイヤ

上記のとおり表示された一覧には、乗物用の3種類のタイヤが含まれる。

代わりに、次のように記載することができる。

- Class 12: Tires for automobiles; motorcycles and bicycles.
- 第12類：自動車用タイヤ，オートバイ及び自転車

上記のとおり表示された一覧では、1種類のタイヤ（自動車用タイヤ）のみが一覧に含まれ、加えて2種類の異なる乗物（オートバイ及び自転車）が示される。

#### 第20類

- Class 20: Tables, chairs, furniture frames; all aforementioned goods of wood.

マドリッド制度に基づく審査ガイドライン（第5版、2026年）

- 第20類：テーブル・椅子・家具用枠、前記すべての商品は木製

上記のとおり表示された一覧では、限定は掲げられたすべての商品に及ぶ。

代わりに、限定は次のように表現することができる。

- Class 20: Tables; chairs, furniture shelves, all aforementioned goods of wood.

- 第20類：テーブル、椅子・家具用棚・前記すべての商品は木製

上記のとおり表示された一覧では、限定は椅子及び家具用棚のみに適用される。

### 第25類

- Class 25: Silk shirts, trousers and dresses.

- 第25類：絹製シャツ・ズボン及びドレス

上記のとおり表示された一覧では、表示されたシャツ、ズボン及びドレスはすべて絹製である。

代わりに、表示は次のように表現することができる。

- Class 25: Silk shirts; trousers and dresses.

- 第25類：絹製シャツ、ズボン及びドレス

上記のとおり表示された一覧では、シャツのみが絹製である。残る2つの衣料品、すなわちズボン及びドレスは、限定なく表示される。

### 審査方針

一般原則として、国際事務局は、本国官庁により認証され送付された国際出願の指定商品及びサービスの一覧について、句読点を追加又は変更することによって職権による修正を行わない。

審査の一般原則が適用される。

国際事務局は、すべての表示が分類上十分に明確であり、かつニース分類の正しい類番号に分類されている場合には、指定商品及びサービスの一覧に関する欠陥通報を行わない。

国際事務局は、審査の結果、国際出願に掲げられた表示が分類上極めて明確でないと認められる場合には、規則の第13規則に基づく欠陥通報を行う。

同様に、国際事務局は、審査の結果、国際出願に掲げられた表示がニース分類の不正確な類番号の下に区分されていると認められる場合には、規則の第12規則に基づく欠陥通報を行う。

本国官庁は、国際出願の指定商品及びサービスの一覧における句読点を訂正することにより、欠陥通報に応答できる。

しかし、極めて具体的かつ限定された状況においては、国際事務局は、指定商品及びサービスの一覧における句読点を職権によって修正することができる。このような修正は、出願の効率的な処理を支援し、官庁及びユーザーに過度の負担を課し得る不要な欠陥通報を回避するためにのみ行われる。

さらに、これらの修正は明白で実質的な変更を伴わない、すなわち指定商品及びサービスの一覧の範囲に影響せず、かつニース分類の構造及び用語と整合するものでなければならない。

職権による句読点修正の例：

- 第 25 類：「被服 履物 頭飾品 (clothing footwear headgear)」は「被服・履物・頭飾品 (clothing, footwear, headgear)」と記載すべきである

上記のとおり表示された一覧では、第 25 類の見出しに従い、明確に異なる用語を区別するためにコンマが追加される。

- 第 20 類：「ドアクローザー 金属製及び電気式のものを除く (door closers not of metal non-electric)」は「ドアクローザー (金属製及び電気式のものを除く。) (door closers, not of metal, non-electric)」と記載すべきである

上記のとおり表示された一覧では、ニース分類の固有番号 200335 の下に表示された用語に合わせるためにコンマが追加される。

- 第 30 類：「チョコレートを主原料とする飲料 パスタ, 小麦粉を主原料とする餃子 (Chocolate-based beverages pasta; flour-based dumplings)」は「チョコレートを主原料とする飲料, パスタ, 小麦粉を主原料とする餃子 (chocolate-based beverages; pasta; flour-based dumplings)」と記載すべきである

上記のとおり表示された一覧では、ニース分類の用語に従い、異なる食品を明確に区別するためにセミコロンが追加される。

- 第 21 類：「洗浄用布, 床 (cloth, for washing; floors)」は「床洗浄用布 (cloth for washing floors)」と記載すべきである

上記のとおり表示された一覧では、固有番号 210303 の下に表示された用語に一致させ、本来意図された意味にするために句読点が削除される。

- 第 35 類：「未加工合成樹脂の卸売及び小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 未加工プラスチック, 堆肥, 動物の糞尿, 肥料, 製造工程で使用する脱脂剤, 殺菌剤への化学添加剤及び原塩 (wholesale and retail services for unprocessed synthetic resins; unprocessed plastics; compost; animal manure; fertilizers; degreasing preparations for use in manufacturing processes; chemical additives to fungicides and raw salt)」

は次のように記載すべきである。

「未加工合成樹脂・未加工プラスチック・堆肥・動物の糞尿・肥料・製造工程で使用する脱脂剤・殺菌剤への化学添加剤及び原塩の卸売及び小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 (wholesale and retail services for unprocessed synthetic resins, unprocessed plastics, compost, animal manure, fertilizers, degreasing preparations for use in manufacturing processes, chemical additives to fungicides and raw salt)」

上記のとおり表示された一覧では、「未加工合成樹脂」のみが「卸売及び小売の業務」と関連付けられ、他の製品は個別に考慮すると第1類に分類されるべきである。しかし、セミコロンをコンマに置き換えることで、すべての化学製品が「卸売及び小売の業務」と関連付けられ、表示が本来意図された意味になる。

## 5.2. 略語及び頭字語の使用

略語とは「語又は句の短縮形」<sup>1</sup>である（例：applications の略としての apps）。頭字語とは「他の語の頭文字から形成された略語」<sup>2</sup>である（例：sport utility vehicle の略としての SUV）。

一部の略語及び頭字語は、指定商品及びサービスの表示において頻繁に使用され、一般に広く知られている（例：「CD-ROM」、「DVD」、「TV sets」等）か、又は特定の産業若しくは専門分野において一般に知られている（例：「DNA chips」、「PVC films」、「AC-DC converters」等）。また、略語及び頭字語は名詞として用いられることもあり、その結果、複数形で現れることもある（例：DVDs、CDs）。

### 審査方針

指定商品及びサービスの一覧において使用される略語又は頭字語は、分類目的上、当該商品又はサービスを正確かつ一義的に特定することを可能にする場合に限り、許容される。

略語又は頭字語が一般に知られていない場合、それは、完全な形を示したうえで、続けて角括弧内に大文字で略語又は頭字語を付して国際事務局に提示する必要がある。例：「現金自動預払機 (ATM) (automated teller machines [ATM])」。このような表示は、正しい分類及び翻訳を可能にする。

ニース分類において、完全な形に続けて頭字語を含む表示の例は次のとおりである。

「販売時点情報管理 (POS) 用端末機 (Point-of-sale [POS] terminals)」(固有番号 090924)

<sup>1</sup> 「[abbreviation, n.](#)」 Oxford English Dictionary

<sup>2</sup> 「[acronym, n.](#)」 Oxford English Dictionary

「全地球測位装置（GPS）（Global Positioning System [GPS] apparatus）」（固有番号 090701）

「発光ダイオード（LED）（Light-emitting diodes [LED]）」（固有番号 090704）

「磁気共鳴画像診断装置（医療用のものを除く。）（Magnetic resonance imaging [MRI] apparatus, not for medical purposes）」（固有番号 090808）

「情報技術（IT）に関する助言（ソフトウェアプログラムのトラブルシューティング）（Information technology [IT] support services [troubleshooting of software]）」（固有番号 420221）

略語及び頭字語は、それらが広く知られ、容易に理解可能で、かつ分類目的上一義的である場合には、それ自体でも許容される。その例が「DNA チップ（DNA chips）」又は「DVD プレイヤー（DVD players）」である。

規則の第 12 規則及び第 13 規則に基づく指定商品及びサービスの一覧の審査において、国際事務局は、使用された略語又は頭字語が受入れ可能か否かを判断する。国際事務局は、意図された商品及びサービスの記載範囲が変更される可能性があるため、略語又は頭字語を職権によって修正することはできない。

国際事務局が指定商品及びサービスの一覧で使用された略語又は頭字語を明確に理解又は特定できない場合、国際事務局は第 13 規則に基づく欠陥通報においてこの問題を指摘する。

### 5.3. 括弧の使用

#### 丸括弧

丸括弧は、もともとニース分類の印刷／紙媒体版において、アルファベット順一覧表における指定商品又はサービスの表示を相互参照するために使用されていた。

例えば、文字「A」の下に掲げられた「義歯用接着剤（Adhesives for dentures）」（固有番号 050003）は、文字「D」の下で「Dentures (Adhesives for -)」として相互参照され、文字「C」の下に掲げられた「食塩（Cooking salt）」（固有番号 300049）は、文字「S」の下で「Salt (Cooking -)」として相互参照されていた。

丸括弧はまた、製品又はサービスを掲載できないと判断された一般的すぎると考えられる表現を列挙するためにも使用されていた。これらの場合、最も重要な部分をまずは記載し、その後に残りの部分を丸括弧内に記載した。

例えば、「皮革厚測定装置（Apparatus for measuring the thickness of skins）」（固有番号 090386）は文字「A」の下には掲載されず、代わりに文字「S」の下に「Skins (Apparatus for measuring the thickness of -)」として掲載されていた。「テクニカルセラミックス製造用合成物（Compositions for the manufacture of technical ceramics）」（固有番号 010631）は、文字「C」の下に掲載された

が、「Ceramics (Compositions for the manufacture of technical –)」として掲載されていた。

場合によっては、最も重要な部分が表現の中ほどにあると考えられることもあり、例えば「Cooking (Preparations for stimulating –) for industrial purposes」又は「Patches (Adhesive rubber –) for repairing inner tubes」のようなものがあった。

丸括弧は、ニース分類が印刷形式で公表されていたとき、アルファベット順一覧表における表示の検索を容易にしていた。

2013年1月以降、ニース分類はオンラインでのみ公表されている。オンライン公表における検索機能により丸括弧の使用は不要となり、ニース同盟の専門家委員会はアルファベット順一覧表から丸括弧をすべて削除することを決定した。

丸括弧はまた、アルファベット順一覧表の英語版において、直前の用語に対応するアメリカ英語表示を示すためにも用いられる。

例えば、「ズボン (trousers) /ズボン (pants (Am.))」（固有番号 250064）又は「貨物の輸送の媒介又は取次ぎ (freight brokerage [forwarding(Am.)])」（固有番号 390072）である。

### 角括弧

ニース分類のアルファベット順一覧表における角括弧は、直前の用語のより正確な定義を提供することを意図した表現を含めるために使用される。

例えば、第36類の「アパートの貸与の媒介又は取次ぎ (accommodation bureau services [apartments])」（固有番号 360045）又は第43類の「ホテルその他の宿泊施設のあっせん (accommodation bureau services [hotels, boarding houses])」（固有番号 430004）である。

### 審査方針

国際出願における指定商品及びサービスの一覧において、丸括弧及び角括弧の使用は認められる。国際事務局は、本国官庁により認証され、送付された国際出願の指定商品及びサービスの一覧について、丸括弧又は角括弧の追加、変更若しくは削除、又は表示内の用語の順序を変更するような修正はしない。

審査の一般原則が適用される。

国際事務局は、丸括弧又は角括弧を含む表示が分類上十分に明確であり、かつニース分類上、適切な類番号に分類されている場合には、当該表示に関して欠陥通報を行わない。

国際事務局は、審査の結果、丸括弧又は角括弧を含む表示が分類上十分に明確でないと認められる場合には、規則の第13規則に基づく欠陥通報を行う。

最後に、国際事務局は、審査の結果、丸括弧又は角括弧を含む表示がニース分類上、誤った類番号の下に区分されていると認められる場合には、規則の第12規則に基づく欠陥通報を行う。

#### 5.4. 単数形又は複数形の使用

商品は、国際出願において複数形で示されることが最も多い。例えば、「*smartphones*」が「*smartphone*」の代わりに用いられる。反対に、集合的又は不可算の商品は、例えば「*meat*」のように、「*meats*」ではなく単数形で表示される。

サービスについては、表示されたサービスの性質及び一般的な表現に応じて、国際出願において複数形及び単数形の双方が見られる。例えば一方で *oilfield surveys, business appraisals, boarding house bookings, mental health services*。他方で *construction, factoring, business research, car rental, energy auditing, acupuncture*。

その結果、商標登録出願の際には、可算の指定商品及びサービスを複数形で示すことが一般に推奨されるものの、国際事務局は、指定商品及びサービスの一覧において単数形又は複数形の使用が一貫していないことについて欠陥通報を行わず、また、単数形又は複数形の一貫した採用するために当該一覧を変更することもない。

#### 5.5. 「及び／又は (and/or)」及び「/」の使用

出願人は、類似の性質の指定商品又はサービスをまとめるため、指定商品及びサービスの一覧において「及び／又は (and/or)」又は斜線「/」のような表現を使用することがある。これらの表現は通常、表示された項目が「及び／又は (and/or)」の場合、一緒に、または別々に考えられることを示し、「/」の場合は、代替、同等若しくは同義語として扱われることを示す役割を果たす。

例：

- 産業及び／又は科学に使用する化学製剤 (*chemical preparations for use in industry and/or science*)
- 洗浄及び／又は研磨用製剤 (*cleaning and/or polishing preparations*)
- セミナーの手配及び／又は実施 (*arranging and/or conducting of seminars*)
- 水泳用着／水着 (*bathing suits/swimsuits*)
- 簿記／会計サービス (*book-keeping/accounting services*)

国際事務局は、指定商品及びサービスがいずれも明確に同一の類に属する場合に限り、国際出願におけるこれらの表現を受入れる。

## 6. 国際事務局の職権による修正

国際事務局は、極めて具体的かつ限定された状況において、欠陥通報を行うことなく、国際出願の

指定商品及びサービスの一覧に対して職権による修正を加える場合がある。これらの修正は、軽微な問題を迅速に解消することにより国際出願の効率的処理を支援し、官庁及びユーザーに過度の負担を課し得る不要な欠陥通報を回避するためにのみ行われる。

さらに、そのような修正は、次の場合に限定される。

- 解釈又は主観的判断を要しないこと。
- 誤りが直ちに明らかであり、いかなる審査官にとっても明白であること。
- 意図された意味が完全に明確であること。
- 訂正が軽微であり、指定商品及びサービスの一覧の範囲に実質的な変更を加えるものではないこと。
- 訂正がニース分類の構造及び用語と整合すること。

しかし、指定商品及びサービスの一覧の範囲に影響し得る修正又は判断を要する修正については、国際事務局は、審査の結果、国際出願に掲げられた表示が分類上十分に明確でないとして認められる場合、規則の第13規則に基づく欠陥通報を行う。

また、国際事務局は、そのような修正を行わなかったことについて、いかなる責任又は法的責任も負わない点に留意されたい。国際出願において提供される情報の正確性及び完全性は、本国官庁及び出願人が単独で責任を負う。

職権による修正の対象となり得る誤りには、次のものが含まれる。

#### 単純な綴りの誤り

例：

- *"toyz for children"*は*"toys for children"*と記載すべきである
- *"statioery"*は*"stationery"*と記載すべきである
- *"clothng"*は*"clothing"*と記載すべきである
- *"finanncial services"*は*"financial services"*と記載すべきである
- *"downlodable software"*は*"downloadable software"*と記載すべきである
- *"phsrmaceuticals"*は*"pharmaceuticals"*と記載すべきである

#### 基本的な文法の誤り

例：

*"Services for providing food and drinkings"*ではなく*"services for providing food and drinks"*

この例では、修正は意味を変更せず、サービスの範囲を変更しない。

#### 書式上の問題

- a. ニース分類において確立されている複合した用語のハイフンの誤り又は不一致

例：

- 第3類：“*make up powder*”ではなく“*make-up powder*”
- 第25類：“*ready made clothing*”ではなく“*ready-made clothing*”
- 第32類：“*non alcoholic beverages*”ではなく“*non-alcoholic beverages*”

b. 大文字のみの指定商品及びサービスの一覧

指定商品及びサービスの一覧における大文字の使用は、各類の冒頭に掲げられる最初の指定商品又はサービスの最初の文字、並びに頭字語、略語、固有名詞及び地名に限定すべきである。したがって、すべて大文字の表示のみからなる指定商品及びサービスの一覧が国際事務局に提示された場合、審査段階において、小文字表示に修正され、大文字は上記のとおりの場合にのみ使用される。

例：

- 第42類：“*PROVIDING VIRTUAL COMPUTER SYSTEMS THROUGH CLOUD COMPUTING; QUALITY CONTROL; SCIENTIFIC RESEARCH IN THE FIELD OF GENETICS; HOSTING COMPUTER WEBSITES*”は、職権により次のとおり修正される。
- 第42類：“*Providing virtual computer systems through cloud computing; quality control; scientific research in the field of genetics; hosting computer websites*”

c. 定冠詞及び不定冠詞（「the」、「a」）の使用

国際出願における指定商品又はサービスの表示の前に定冠詞（「the」）又は不定冠詞（「a」）を用いることは不要であり、避けるべきである。指定商品及びサービスの一覧にそのような使用が見られる場合、国際事務局は、適切に、職権によってこれらの冠詞を削除する場合がある。この実務は、ニース分類の用語及び構造との一貫性を確保する。

例：

- 第28類：“*The appliances for gymnastics*”は“*appliances for gymnastics*”に修正されるべきである
- 第36類：“*A business brokerage*”は“*business brokerage*”に修正されるべきである

d. 前置詞（「for」、「of」）の使用

例：

- 第7類：“*brushes being parts for machines*”は“*brushes being parts of machines*”に修正されるべきである
- 第12類：“*bodies of vehicles*”は“*bodies for vehicles*”に修正されるべきである

指定商品及びサービスの一覧における「*based on intent to use*」又は「*based on use in commerce*」のような特定の表現の使用

国際事務局は、これらの表現が登録を求める指定商品及びサービスの分類又は範囲とは無関係であるため、指定商品及びサービスの一覧から職権によって「*based on intent to use*」又は「*based on use in commerce*」のような表現を削除する。

## 7. 特定の商品及びサービスの分類

### 7.1. 新興技術及びデジタルサービス

技術革新の急速な進化に伴い、指定商品及びサービスの分類はますます困難となっており、とりわけ新技術の出現及びデジタルサービスの拡大により顕著である。本節は、新興技術を含む指定商品及びサービス、並びにデジタルサービスの分類に関する指針を提供することを目的とする。

#### a) 人工知能 (AI) 関連用語

出願人は、指定商品及びサービスの一覧に AI 関連用語を頻繁に含める。しかし、不明確又は過度に広範な記載は、正確な分類を妨げる可能性がある。国際事務局は、AI 関連の指定商品及びサービスを言及する際には、特定性及び明確性が必要であることを強調する。これらの指定商品及びサービスは、当該指定商品又はサービスの具体的な性質、機能又は用途を考慮し、分類の一般原則に従って分類されるべきである。

受入れ可能な AI 関連用語の例：

- 第7類：「人工知能を搭載した家庭用の掃除及び洗濯用ロボット (household cleaning and laundry robots with artificial intelligence)」(固有番号 070598)
- 第9類：「飲料調製用の人工知能を搭載したヒューマノイドロボット (humanoid robots with artificial intelligence for preparing beverage)」(固有番号 090916)、「科学実験用の人工知能搭載のヒューマノイドロボット (humanoid robots with artificial intelligence for use in scientific research)」(固有番号 090778)、「人工知能を搭載した家庭用の掃除及び洗濯用ヒューマノイドロボット (humanoid robots with artificial intelligence for use in household cleaning and laundry)」(固有番号 090953)
- 第42類：「人工知能に関する助言 (artificial intelligence consultancy)」(固有番号 420277)、「サービスとしての人工知能 [AlaaS] (artificial intelligence as a service [AlaaS])」(固有番号 420315)、「人工知能技術の分野に関する研究 (research in the field of artificial intelligence technology)」(固有番号 420278)

これに対し、国際事務局は「artificial intelligence apparatus」という用語を受け入れず、分類上極めて不明確であるとみなす。そのような場合、第13規則に基づく欠陥通報が行われ、適切な分類のため、当該装置の機能又は意図された用途を特定することが出願人に求められる。

#### b) 非代替性トークン (NFTs)

国際事務局は、「非代替性トークン (NFTs)」という用語を単独では受入れない。これは、それ自体として製品又はサービスを表さないためである。NFTs は、所有権及び真正性を証明するために用いられる固有のデジタル識別子であり、したがってさらなる特定を要する。NFT 関連の指定商品及びサービスは、NFT が関係する製品又はサービスに基づいて分類される。したがって、正確な分類を確保するため、出願人は NFT により真正性が証明される商品の種類又は NFT に関連するサービスの性質を表示することが不可欠である。

受入れ可能な NFT 関連用語の例：

- 第9類「非代替性トークン（NFT）により認証されたダウンロード可能なデジタル音楽ファイル（downloadable digital music files authenticated by nonfungible tokens [NFTs]）」（固有番号 090933）を含む
- 第25類「非代替性トークン（NFT）により認証された現実の被服（clothing authenticated by non-fungible tokens [NFTs]）」（固有番号 250200）を含む
- 第35類「非代替性トークン（NFT）により認証されたダウンロード可能なデジタル画像ファイルの小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供（retail services relating to downloadable digital image files authenticated by non-fungible tokens [NFTs]）」（固有番号 350185）を含む
- 第41類「非代替性トークン（NFT）により認証されたデジタル画像ファイルの提供（rental of digital image files authenticated by nonfungible tokens [NFTs]）」（固有番号 410263）を含む
- 第42類「オンラインによるダウンロードが不可能な非代替性トークン（NFT）生成用のコンピュータソフトウェアの提供（providing online non-downloadable computer software for minting non-fungible tokens [NFTs]）」（固有番号 420301）を含む

同様に、国際事務局は、第9類における「非代替性トークン [NFT] マルチメディアファイル（non-fungible token [NFT] multimedia files）」のような用語を受入れない。これは、分類上十分な具体性を欠くためである。より適切な文言は「非代替性トークン [NFT] により認証されたダウンロード可能なマルチメディアファイル（downloadable multimedia files authenticated by non-fungible tokens [NFTs]）」であり、これは製品の性質及び NFT との関連を正確に反映する。

### c) 仮想商品（virtual goods）

一般に、仮想商品は、オンライン環境で使用することを意図した無形のアイテムである。国際事務局は、「ダウンロード可能な仮想商品（downloadable virtual goods）」という用語のみでは、分類上十分な具体性を欠くため受入れない。明確性を確保するため、出願人は仮想商品の性質を特定する必要がある。

例えば、「オンライン仮想空間で使用する被服の形態のダウンロード可能な仮想商品（downloadable virtual goods in the form of clothing for use in online virtual environments）」又は「ダウンロード可能な仮想被服（downloadable virtual clothing）」のような用語は、第9類で受け入れられる。このような仮想被服は、有体の被服とは性質、機能及び用途が異なり、有形の被服は第25類に分類される点に留意することが重要である。

同一の原則は他の仮想アイテムにも適用される。「オンライン仮想空間で使用するかばんの形態のダウンロード可能な仮想商品（downloadable virtual goods in the form of bags for use in online virtual environments）」又は「ダウンロード可能な仮想かばん（downloadable virtual bags）」のような用語も第9類で受け入れられる、ただし、第18類に属する物理的なかばんと混同すべきではない。

#### d) 仮想空間におけるサービス (services in virtual environments)

ニース分類の一般的注釈によれば、サービスが提供される手段はその分類に影響しない。

例えば、「金融又は財務に関する助言 (financial consultancy)」は、対面、電話、オンライン又は仮想空間で提供されるか否かにかかわらず第 36 類に分類される。同様に、「銀行業務 (banking services)」及び「仮想空間で提供されるオンラインによる銀行業務 (online banking services rendered in virtual environments)」の双方が第 36 類に属する。

同様に、「ガイド付きツアーの実施 (conducting guided tours)」は、ツアーが提供される手段にかかわらず第 41 類に分類される。したがって、「オンラインによるガイド付き仮想見学ツアーの提供 (providing online virtual guided tours)」も第 41 類 (固有番号 410253) に適切に分類される。

しかし、この原則は、サービスの提供手段又は提供場所によりサービスの目的又は結果が変化する場合には適用されない。これは、サービスの性質が現実の物理的なサービスと大きく異なる場合がある、仮想空間で提供されるサービスにとって特に重要である。

例えば、第 39 類の「輸送サービス (transport services)」は、物品又は人をある物理的場所から別の物理的場所へ移動させることを伴う。しかし、仮想空間においては、これらのサービスは同一の目的又は結果を有せず、適切な分類のため明確化されなければならない。例えば、「娯楽のための仮想空間において提供される模擬旅行の実施 (simulated travel services provided in virtual environments for entertainment purposes)」は第 41 類 (固有番号 410255) に属する。

同様の区別は、第 43 類に分類される「レストランサービス (restaurant services)」にも適用される。これらのサービスが娯楽目的で仮想空間において提供される場合、同一の機能を果たさなくなるため、第 41 類の「娯楽のための仮想空間における模擬レストランの提供 (simulated restaurant services provided in virtual environments for entertainment purposes)」 (固有番号 410262) として分類される。

### 7.2. 典型的な国又は地域の産品

ニース同盟の専門家委員会は、必要に応じて角括弧内に定義又は説明を付して、典型的な国又は地域の産品をアルファベット順一覧表に含めることを承認した。例えば、「中国式胡弓 (huqin [Chinese violins])」 (固有番号 150081) 又は「ランドセル (randsels [Japanese school satchels])」 (固有番号 180127) である。

同様に、国際事務局もまた、角括弧内に明確化のための定義又は説明を付した典型的な国又は地域の産品の使用を受け入れる。例えば、「ビビンバ (野菜と牛肉を混ぜたご飯) (bibimbap [rice mixed with vegetables and beef])」 (固有番号 300250)、「テンジャン (調味料) (doenjang [condiment])」 (固有番号 300311)、又は「タジン (調理済みの肉、魚、野菜を用いた料理) (tajine [prepared meat, fish or vegetable dish])」 (固有番号 290233) である。

同様に、国際事務局は、用語がアルファベット順一覧表に掲げられている場合（例：「キムパプ（kimbab）」（固有番号 300313）、「グアカモレー（アボカドのディップ）（guacamole）」（固有番号 290199）、又は「クミス（kumys）」（固有番号 290071））、又は、2019年の第29回会合において専門家委員会が支持したとおり、Oxford 又は Larousse の辞書のいずれかにより意味が明確に定義されている場合には、角括弧内の定義又は説明がなくとも受け入れる。

例：“skyr”－「濾した凝乳から作られる、濃厚なヨーグルトに似たアイスランドの乳製品」－、又は“rendang”－「通常牛肉をココナッツミルク及び各種香辛料でかなり乾くまでじっくり煮込んだインドネシア及びマレーシアの肉料理」

用語が十分に明確でない、又は承認された情報源により検証できない場合、国際事務局は当該用語を分類上極めて不明確であるとみなし、第13規則に基づく欠陥通報を行い、更なる具体化を求める。

### 7.3. キット及びセット (kits and sets)

国際事務局は、「キット (kits)」又は「セット (sets)」を、その用途（例：第9類の「電話用ハンズフリーキット (handsfree kits for telephones)」、第26類の「編み物キット (knitting kits)」及び「裁縫キット (sewing kits)」、第28類の「スケールモデルキット [おもちゃ] (scale model kits [toys])」、第8類の「マニキュアセット (manicure sets)」及び「ペディキュアセット (“pedicure sets)”) に従って、又は、その構成（例：第24類の「キルト作成用の布からなるキット (kits comprised of fabrics for making quilts)」、第21類の「歯ブラシ及びフロスを含む歯のケアキット (dental care kits comprising toothbrushes and floss)») に従って分類する。後者は、キットに含まれるすべての商品が同一の類に分類できることを条件とする。

したがって、用途が明示されない「キット」又は「セット」は、キット又はセットを構成する品目を列挙する必要がある。国際事務局は、出願における指定商品一覧が、用途の表示又はキット若しくはセットを構成する商品の一覧のいずれもなく「キット」又は「セット」という語を含む場合、第13規則に基づく欠陥通報を行う。

さらに、国際事務局は、用途が明示されず、かつ複数の類に分類可能な商品から構成されるキット又はセットの記載を受け入れない。この場合、出願人は各商品を適切な類の下に分類して記載しなければならない。国際事務局は、国際出願の指定商品一覧が、「キット」又は「セット」という語に続けて、異なる類に分類可能な商品の一覧を含む場合、第12規則に基づく欠陥通報を行う。

同様に、国際事務局は、用途が明示されているが、複数の類に分類可能な商品から構成されるキット又はセットの記載を受け入れない。この場合、出願人は各商品を適切な類の下に分類して記載しなければならない。国際事務局は、国際出願の指定商品一覧が、「キット」又は「セット」という語に続けて、異なる類に分類可能な商品の一覧を含む場合、第12規則に基づく欠陥通報を行う。

例えば、「アーモンドせっけん・美容マスク・つけまつげ・口紅・メイクアップパウダー・メイクアップ除去用紙ティッシュ及び洗顔用ブラシからなる化粧品キット (cosmetic kits comprising almond

soap, beauty masks, false eyelashes, lipsticks, make-up powder, tissues of paper for removing make-up and facial cleansing brushes)」は次のとおり分類される。「アーモンドせっけん・美容マスク・つけまつげ・口紅及びメイクアップパウダーからなる化粧品キット」は第3類；「メイクアップ除去用紙ティッシュ」は第16類；「洗顔用ブラシ」は第21類。

#### 7.4. 贈答用バスケット (gift baskets)

国際事務局は、「贈答用バスケット (gift baskets)」という用語を単独の商品として受け入れない。代わりに、国際事務局は「贈答用バスケット」をその構成内容に従って分類する。

したがって、「贈答用バスケット」はバスケットを構成する商品の一覧を列挙する必要がある。国際事務局は、出願における指定商品の一覧に、「贈答用バスケット」という用語が含まれていて、そのバスケットに含まれる商品の一覧が記載されていない場合、第13規則に基づく欠陥通報を行う。

さらに、国際事務局は、複数の類に分類可能な商品から構成される贈答用バスケットを受け入れない。この場合、出願人は各商品を適切な類の下に記載しなければならない。国際事務局は、国際出願の指定商品一覧が、「贈答用バスケット」という用語に続けて、異なる類に分類可能な商品の一覧を含む場合、第12規則に基づく欠陥通報を行う。

例えば、「生鮮果実・生鮮の花・果実飲料・チョコレートバー・アーモンド菓子及びピクニック用毛布を含む贈答品のバスケット (gift baskets containing fresh fruits, fresh flowers, fruit juices, chocolate bars, almond confectionery and picnic blankets)」は次のとおり分類される。「生鮮果実及び生鮮の花を含む贈答品のバスケット」は第31類；「果実飲料」は第32類；「チョコレートバー及びアーモンド菓子」は第30類；及び「ピクニック用毛布」は第24類。

#### 7.5. 調理済み食品、スナック食品及び類似の食品 (prepared meals, snacks and similar foodstuffs)

国際事務局は、「調理済み食品 (prepared meals)」又は「スナック食品 (snacks)」という用語を、構成成分を明確に特定することなく単独で用いることを認めていない。これらの商品は、それらが主として作られる主要原料に従って分類され、複数の原料から作られる場合には、補助的な原料が異なる類に属するか否かにかかわらず、主原料により分類が決定される。

例：

- 第29類：「主として肉及び野菜からなる調理済み食事 (prepared meals consisting primarily of meat and vegetables)」又は「魚を主原料とするスナック食品 (fish-based snack food)」又は「米を含む肉を主原料とするスナック食品 (meat-based snack food containing rice)」
- 第30類：「主としてパスタからなる調理済み食品 (prepared meals consisting primarily of pasta)」又は「米を主原料とするスナック食品 (rice-based snack food)」又は「乾燥果実

を含む穀物を主原料とするスナック食品（cereal-based snack food containing dried fruits）」

### 7.6. 慈善のためのサービス (charitable services)

慈善のためのサービスは一般に、公衆の利益のため又は公益のために提供される金銭以外のサービスを指すものと理解される。

しかし、国際事務局は「慈善のためのサービス (charitable services)」という用語を単独では受け入れない。これは、分類上極めて不明確であるとみなされるためである。この用語を認めるためには、提供されるサービスの具体的な性質を明示する必要がある。これは、慈善に関する役務の提供が、慈善的又は博愛的意図にかかわらず、実際に行われる活動に応じて異なる類に属する可能性があるためである。

受入れ可能な用語の例：

- 第 36 類：「慈善のための募金 (charitable fund raising)」(固有番号 360015)
- 第 39 類：「慈善のためのサービス、すなわち高齢者又は障害者のための交通手段の提供 (charitable services, namely providing transportation for the elderly or disabled)」
- 第 41 類：「慈善のためのサービス、すなわち研修ワークショップの企画及び実施 (charitable services, namely organizing and conducting training workshops)」
- 第 43 類：「慈善のためのサービス、すなわち困窮者への食事及び一時宿泊の提供 (charitable services, namely providing food and temporary accommodation to individuals in need)」
- 第 44 類：「慈善のためのサービス、すなわち医療の提供及び健康相談 (charitable services, namely, providing medical care and health counseling)」
- 第 45 類：「慈善のためのサービス、すなわち末期疾患を有する者への生鮮の花の提供 (charitable services, namely providing fresh flowers to people living with terminal illnesses)」

### 7.7. 電子ゲーム (electronic games)

2012年1月（NCL10-2012）以降、すべての電子ゲーム装置は第 28 類に分類される。ゲームソフトウェア及びプログラムは、ゲーム自体の性質にかかわらず第 9 類に分類される。

### 7.8. 低アルコール飲料又はワイン (low alcohol beverages or wines)

「低アルコール飲料 (low alcohol beverages)」及び「低アルコールワイン (low alcohol wines)」は、それらが含有するアルコール度数にかかわらず第 33 類に属する。ニース分類は、飲料又はワインがアルコール性又はノンアルコール性かを判断するための含有すべきアルコール量を定めていない。単に、ビール（第 32 類）を除き、すべてのアルコール飲料は第 33 類に分類されると規定している。

### 7.9. フィルター及びフィルター材 (filters and filtering materials)

フィルターは完成品であり、その機能又は用途に従って、又はそれが部品となる商品と同一の類に分類される。例：「機械又は機関の部品としてのろ過器 (filters being parts of machines or engines)」(第7類)、「写真用フィルター (filters for use in photography)」(第9類)、「医療用呼吸マスク用フィルター (filters for respiratory masks for medical purposes)」(第10類)、「ろ過式浄水器用フィルター (filters for water filtering apparatus)」(第11類)、「紙巻たばこ用フィルター (cigarette filters)」(第34類)。

フィルター材は、それが製造される材料に従って分類される。例：「ろ過剤 (未加工プラスチックから成るものに限る。) (filtering materials of unprocessed plastics)」(第1類)、「紙製ろ過用材料 (filtering materials of paper)」(第16類)、「多孔性のろ過用プラスチック基礎製品 (filtering materials of semi-processed foams of plastic)」(第17類) 及び「ろ過布 (filtering materials of textile)」(第24類)。

### 7.10. バルブ (valves)

バルブは完成品であり、その機能又は用途に従って、又はそれが部品となる商品と同一の類に分類される。例：「機械部品としてのバルブ (valves being parts of machines)」(第7類)、「哺乳瓶用バルブ (feeding bottle valves)」(第10類)、「航空機・自動車・二輪自動車・自転車用タイヤ空気弁 (valves for vehicle tires)」(第12類)、「金管楽器用弁 (valves for musical instruments)」(第15類)。

上記の分類ができない場合、バルブは、それが製造される材料に従って分類される。例：「金属製バルブ (機械部品を除く。) (valves of metal, other than parts of machines)」(第6類)、「革製バルブ (valves of leather)」(第18類)、「ゴム製又はバルカンファイバー製のバルブ (valves of india-rubber or vulcanized fiber)」(第17類)、「プラスチック製バルブ (valves of plastic, other than parts of machines)」(第20類)。

### 7.11. 商品の製造 (manufacturing of goods)

国際事務局は、「商品の製造 (manufacturing of goods)」という一般的表現を認めない。しかし、国際事務局は、「他人のための商品の受託による製造 (custom manufacturing of goods for others)」又は「顧客の注文及び仕様に応じた商品の受託による製造 (custom manufacturing of goods to the order and specification of a customer)」を、第40類のサービスとして認める。これは、ニース分類の注釈において受託による製造が明示的に言及されているためである。

国際事務局が「他人のための商品の受託による製造 (custom manufacturing of goods for others)」という表現を受入れることと、国内又は広域官庁において当該表現が認められることとは異なる可能性がある。それらの官庁における立法又は規制上の要件により、これらのサービスをより正確に特定することを要求される可能性がある。

### 7.12. 協会サービス (association services)

協会とは「特定の目的のために結成された公的な人の集団」である（Oxford Advanced Learner's Dictionary 2025, Oxford University Press）。一部の協会は、会員の関心分野における提言及びロビー活動とともに教育サービスを提供し得る一方、他の協会は社会的又は娯乐的活動を目的とすることがある。

協会が会員に提供するサービスは、原則として提供されるサービスの性質に従って分類される。国際事務局は、実施される活動の具体的性質を定義するための修飾語句を考慮する。

例：

- 第 35 類：「協会に関する役務の提供、すなわちモバイルソフトウェアアプリケーション開発分野の専門職及び事業者の商業上の利益の促進（association services, namely, promotion of the commercial interests of professionals and businesses in the field of mobile software application development）」
- 第 36 類：「協会に関する役務の提供、すなわち会員のための保険引受（association services, namely, underwriting insurance for its members）」
- 第 39 類：「協会による会員のための旅行ツアーの手配（arranging of travel tours by an association for its members）」
- 第 41 類：「協会が会員に提供する教育及び娯楽サービス（educational and entertainment services provided by an association to its members）」
- 第 45 類：「協会が会員のために行う法的文書の証明としての協会に関する役務の提供（association services being the certification of legal documents by the association for its members）」

### 7.13. 部品及び付属品（又は付属装置）(parts and fittings (or accessories))

国際事務局は、「部品及び付属品 (parts and fittings)」又は「部品及び付属装置 (parts and accessories)」のような表現を、追加の特定なくそのままでは受け入れない。これらの表現は、それ自体では対象となる商品を十分に特定できないためである。

したがって、出願人は、部品又は付属品が使用されることを意図する商品をさらに特定しなければならない。ただし該当の商品は通常かつ論理的な意味において、これらの構成要素を組み込みことができる性質のものでなければならない。

例えば、適切な表現は、第 7 類の「農業用機械の部品及び付属品 (parts and fittings for agricultural machines)」、第 12 類の「自動車の部品及び付属品 (parts and fittings for motor vehicles)」又は第 9 類の「コンピュータ及びその部品及び付属品 (computers and parts and fittings therefor)」である。

これに対し、「医療目的の化学製剤、前記すべての商品用の部品及び付属品 (chemical preparations

for medical purposes; parts and fittings for all the aforementioned goods)」のような表現は認められない。化学製剤は、通常かつ論理的な意味において部品又は付属品を組み込むことができる性質のものではないためである。

#### 7.14. 卸売及び小売サービス (wholesale and retail services)

国際事務局は、「卸売サービス (wholesale services)」及び「小売サービス (retail services)」という表示が、国際出願の第 35 類に記載された場合、追加の特定を要求せず単独で認めている。

しかし、国際事務局の実務は各国又は広域官庁が採用する実務と異なる場合がある。各国や地域の立法又は規制に応じ、そのようなサービスをより具体的に特定することが求められる場合がある。

#### 最終注記

国際事務局は、マドリッド制度の加盟官庁及びユーザーにとって特に価値があり関心の高い追加の商品及びサービスを、必要に応じてウェブサイト上で公表する。

## 8. 附属書

## 目次

8. 附属書	47
8. 分類審査における第12規則及び第13規則に基づく最も一般的な欠陥の例	49
8.1. 広告デザイン (advertising design)	49
8.2. 大気の水質のデータ収集に関する役務の提供 (air quality data collection services)	49
8.3. 防湿絶縁組成物 [ペイント] (anti-damp insulating compositions [paint])	49
8.4. 水槽用魚網 (aquarium fish nets)	49
8.5. 香水用基材 (bases for perfumes)	50
8.6. 腐食防止用化学品 (chemicals for preventing corrosion)	50
8.7. 水上スポーツ用特殊衣服 (clothing for water sports)	50
8.8. 被服の寸法直しサービス (clothing alteration services)	50
8.9. 顧客サポートサービス (customer support services)	50
8.10. 洗面所用消毒剤ディスペンサー (disinfectant dispensers for toilets)	51
8.11. 電気加熱ブラシ (electric hot brushes)	51
8.12. 外部ディスプレイ画面用又はモニター用の電子ゲーム機 (electronic games consoles adapted for use with an external display screen or monitor)	51
8.13. フィルター (filters)	51
8.14. 消火栓 (fireplugs)	52
8.15. 手動サクランボ種抜き器 (hand-operated cherry pitters)	52
8.16. 医療用の温熱パッチ (heating patches for medical purposes)	52
8.17. 高周波マシン (high frequency apparatus for welding)	52
8.18. 貴金属製の台所用具及び清掃用具 (household utensils of precious metal)	52
8.19. ヒドロアルコール (hydro alcohol)	52
8.20. 含浸剤 (impregnating preparations)	53
8.21. 保険プランの管理 (insurance plan administration)	53
8.22. マットレスパッド (mattress pads)	53
8.23. 乳たんぱく質 (milk proteins)	53
8.24. 貨物のモニタリング及び追跡 (monitoring and tracking of package shipments)	53

8.25. 写真用品（photographic supplies）	54
8.26. 家具用の柔らかい布地の貸与（rental of soft furnishings）	54
8.27. コンピュータゲームプログラムの貸与（rental of computer game programs）	54
8.28. 複製機器（replication equipment）	54
8.29. ポッドキャストサービス（podcasting services）	55
8.30. 食用ローヤルゼリー（royal jelly）	55
8.31. 金属製街路設備（street furniture made of metal）	55
8.32. おくるみ（swaddling clothes）	55
8.33. 動力のこぎり及び手のこぎりからなる工具キット（support tool kits comprising of power-driven saws and hand saws）	56
8.34. 保温用サポーター（warmth-keeping supports）	56

## 8. 分類審査における第12規則及び第13規則に基づく最も一般的な欠陥の例

指定商品及びサービスを分類する際に分類の一般原則を正確に適用することは不可欠である。しかし、第12規則及び第13規則の解釈及び実施における繰り返し発生する欠陥は、知的財産庁及び出願人の双方にとって引き続き課題を呈している。本節は、国際事務局による分類審査においてこれらの規則の下で最も一般的に見られる欠陥を示し、併せて、一貫した分類実務を支援するための実務的な説明及び指針を提供する。

### 8.1. 広告デザイン (advertising design)

国際事務局は、第35類における「**広告デザイン (advertising design)**」という表示を分類上極めて不明確であるとみなす。推奨される代替表現は「**広告用コンセプトの開発 (development of advertising concepts)**」(固有番号 350121)であり、これはパンフレット、印刷又はオンライン広告及びダイレクトメール広告のような広告のアイデア、コンセプト及び関連資料の作成を含み、公衆コミュニケーションの強化を目的としている。

### 8.2. 大気の本のデータ収集に関する役務の提供 (air quality data collection services)

国際事務局は、「**大気の本のデータ収集に関する役務の提供 (air quality data collection services)**」という表示が第42類に分類されるのは誤りであるとみなし、管理サービスとして第35類に分類することを推奨する。この推奨は、「文書による通信及び記録の記録、複写、構成、編集及び体系化、並びに数学的又は統計的データの編集で構成されるサービス」を含む第35類の注釈と整合する。さらに、この35類への分類は、次の表示との類似性により裏付けられる。「**コンピュータデータベースへの情報編集 (compilation of information into computer databases)**」(固有番号 350080)、「**商業用又は広告用情報の索引の編集 (compiling indexes of information for commercial or advertising purposes)**」(固有番号 350135)及び「**データ処理 (事務処理) (data processing services [office functions])**」(固有番号 350173)。

### 8.3. 防湿絶縁組成物 [ペイント] (anti-damp insulating compositions [paint])

国際事務局は、「**防湿絶縁組成物 [ペイント] (anti-damp insulating compositions [paint])**」という表示が第2類に分類されるのは誤りであるとみなす。国際事務局は、代わりに、「**絶縁用ペイント (insulating paints)**」(固有番号 170060)に類似するものとして、第17類に分類することを推奨する。第2類にこの表示を維持するためには、より適切な表現は「**防湿用ペイント (damp-proofing paints)**」である。

### 8.4. 水槽用魚網 (aquarium fish nets)

国際事務局は、「**水槽用魚網 (aquarium fishing nets)**」という表示が第28類に分類されるのは誤りであるとみなす。国際事務局は、「**水槽用網 (fishing nets for aquaria)**」(固有番号 210472)に類似するものとして、第21類に分類することを推奨する。

### 8.5. 香水用基材 (bases for perfumes)

国際事務局は、第3類における「香水用基材 (*bases for perfumes*)」という表示を分類上極めて不明確であるとみなす。第3類にこの用語を維持するためには、さらなる特定が必要である。推奨される代替の表現としては、例えば「花のエキスを抽出してなる香水 (*extracts of flowers [perfumes]*)」(固有番号 030101) 又は「香料用及び香水用油 (*oils for perfumes and scents*)」(固有番号 030118) が含まれる。

### 8.6. 腐食防止用化学品 (chemicals for preventing corrosion)

国際事務局は、「腐食防止用化学品 (*chemicals for preventing corrosion*)」という表示が第1類に分類されるのは誤りであるとみなす。国際事務局は、第2類の類見出し及び注釈に沿い、かつ「防錆剤 (*anti-rust preparations*)」(固有番号 020107) 及び「腐蝕防止剤 (*anti-corrosive preparations*)」(固有番号 020010) に類似するものとして、第2類に分類することを推奨する。第1類にこの表示を維持するためには、例えば「防食用製剤の製造に用いる化学品 (*chemicals for the manufacture of preparations for preventing corrosion*)」のような、より適切な表現をする必要がある。

### 8.7. 水上スポーツ用特殊衣服 (clothing for water sports)

国際事務局は、「水上スポーツ用特殊衣服 (*clothing for water sports*)」という表示が第9類に分類されるのは誤りであるとみなす。国際事務局は、スポーツ活動のために設計された被服及び履物を明示的に含む第25類の注釈に従い、第25類に分類することを推奨する。第9類にこの表示を維持するためには、被服の保護的な性質を明確化するためのさらなる特定が必要である。受入れ可能な代替の表現は、例えば「ダイブスキン (*dive skins*)」(固有番号 090904) 又は「ドライスーツ (*dry suits*)」(固有番号 090903) 又は「ウェットスーツ (*wet suits*)」(固有番号 090905) が含まれる。加えて、特定のスポーツの実施に不可欠であり、一般的な着用に適さない被服は第28類に属する。

### 8.8. 被服の寸法直しサービス (clothing alteration services)

国際事務局は、「被服の寸法直しサービス (*clothing alteration services*)」という表示が第37類に分類されるのは誤りであるとみなす。代わりに、材料の加工を対象とする第40類に分類することを推奨し、これは「被服の寸法直し (*clothing alteration*)」(固有番号 400098) という表示と整合する。この区別は、提供されるサービスの性質に基づく。第37類の清掃、保守及び修理のようなサービスは、物体の基本的特性を変更することなく、復元、保存又は改善することを意図する。対照的に、第40類は、機械的又は化学的工程を通じて物体、物質又は材料の本質的な性質を変化させ、当初の状態から質的又は量的変化を生じさせるサービスを含んでいる。

### 8.9. 顧客サポートサービス (customer support services)

国際事務局は、第42類における「顧客サポートサービス (*customer support services*)」という表示を分類上極めて不明確であるとみなす。第42類にこの表示を維持するためには、関連する事業分野を特定することにより、さらに限定しなければならない。受け入れ可能な代替の表現としては、例

例えば「情報技術（IT）に関する助言（ソフトウェアプログラムのトラブルシューティング）（*information technology [IT] support services [troubleshooting of software]*）」（固有番号 420221）又は「コンピュータソフトウェア問題のトラブルシューティング（技術サポート）（*troubleshooting of computer software problems [technical support]*）」が含まれる。

これらの例は、サービスの技術的な性質を明確化し、IT 関連サポートを含む科学及び技術サービスを対象とする第 42 類の範囲と整合する。

#### 8.10. 洗面所用消毒剤ディスペンサー（*disinfectant dispensers for toilets*）

2023 年 1 月に、「洗面所用消毒剤ディスペンサー（*disinfectant dispensers for toilets*）」という項目がニース分類のアルファベット順一覧表の第 11 類から削除された。その結果、国際事務局は現在、この表示を分類上不明確であるとみなしている。曖昧さは、当該用語が洗面所に設置されるディスペンサーを指すのか（この場合、金属製であれば第 6 類、金属製でなければ第 20 類、又はディスペンサーボトルであれば第 21 類に属する可能性がある）、又は衛生設備の構成部品を指すのか（この場合、第 11 類に分類される）にある。第 11 類における明確性及び適切な分類を確保するため、受け入れ可能な代替の表現には「衛生設備の給排水管に消毒剤を排出するための消毒装置（*disinfectant apparatus for dispensing solutions into water-pipes for sanitary installations*）」（固有番号 110377）及び「消毒装置（*disinfectant apparatus*）」（固有番号 110115）が含まれる。

#### 8.11. 電気加熱ブラシ（*electric hot brushes*）

国際事務局は、「電気加熱ブラシ（*electric hot brushes*）」という表示が第 8 類に分類されるのは誤りであるとみなす。代わりに、国際事務局は、「電気式くし（*electric combs*）」（固有番号 210176）及び「電動ブラシ（機械の部品に当たるものを除く。）（*electric brushes, except parts of machines*）」（固有番号 210251）のような関連した類似する表示により、第 21 類に分類することを推奨する。

#### 8.12. 外部ディスプレイ画面用又はモニター用の電子ゲーム機（*electronic games consoles adapted for use with an external display screen or monitor*）

国際事務局は、「外部ディスプレイ画面用又はモニター用の電子ゲーム機（*electronic games consoles adapted for use with an external display screen or monitor*）」という表示が第 9 類に分類されるのは誤りであるとみなす。国際事務局は、類見出しに沿って第 28 類に分類することを推奨する。この推奨は、「業務用ゲーム機、ゲームおもちゃ（*apparatus for games*）」（固有番号 280128）、「テレビゲーム機（*video game machines*）」（固有番号 280214）、「業務用テレビゲーム機（*arcade video game machines*）」（固有番号 280216）及び「テレビゲーム機（*video game consoles*）」（固有番号 280255）のような類似する記載によって裏付けられる。

#### 8.13. フィルター（*filters*）

国際事務局は、第 7 類における単独の表示「フィルター（*filters*）」を分類上極めて不明確であるとみなす。この表示を第 7 類に含めるためには、フィルターの機能又は意図された用途を明確化してさらに限定しなければならない。受入れ可能な代替の表現には「ろ過用機械（*filtering machines*）」（固有番号 070192）又は「機械又は機関の部品としてのろ過器（*filters being parts of machines or*）」

engines)」(固有番号 070457) が含まれる。

#### 8.14. 消火栓 (fireplugs)

「消火栓 (fireplugs)」という表示は「消火栓 (fire hydrants)」の同義語であり、火災時に消防士が水にアクセスするため、給水システムに接続された装置を指す。したがって、国際事務局は、「給水栓 (hydrants)」(固有番号 110049) という記載に類似することにより、「消火栓 (fireplugs)」という用語を第 11 類に分類する。

#### 8.15. 手動サクランボ種抜き器 (hand-operated cherry pitters)

「手動サクランボ種抜き器 (hand-operated cherry pitters)」という表示は、サクランボから種 (核) を取り除くために設計された台所用具を指す。通常、小さなプランジャーをサクランボに押し通して種を押し出すことにより作動する。したがって、国際事務局は、「果物の芯抜き器 (fruit corers)」(固有番号 080285) と類似した表示として、「手動サクランボ種抜き器 (hand-operated cherry pitters)」という用語を第 8 類に分類する。

#### 8.16. 医療用温熱パッチ (heating patches for medical purposes)

国際事務局は、「医療用温熱パッチ (heating patches for medical purposes)」という表示が第 5 類に分類されるのは誤りであるとみなす。代わりに、国際事務局は、「医療用冷却パッチ (cooling patches for medical purposes)」(固有番号 100260) 及び「治療用の使い捨ての蒸気加熱式パッチ (disposable steam-heated patches for therapeutic purposes)」(固有番号 100289) のような関連項目と類似するものとして、第 10 類に分類することを推奨する。

#### 8.17. 高周波マシン (high frequency apparatus for welding)

「高周波マシン (high-frequency apparatus for welding)」という表示は、高周波電気エネルギーを用いて熱を発生させ材料を溶接する装置を指す。したがって、国際事務局は、「電気式溶接機 (welding machines, electric)」(固有番号 070349) 及び「電気式溶接装置 (electric welding apparatus)」(固有番号 070526) のような関連の記載と類似するものとして、この表示を第 7 類に分類する。

#### 8.18. 貴金属製の台所用具及び清掃用具 (household utensils of precious metal)

国際事務局は、「貴金属製の台所用具及び清掃用具 (household utensils of precious metal)」という表示が第 14 類に分類されるのは誤りであると見なす。国際事務局は、商品の材料にかかわらず、第 21 類の類見出し及び注釈に沿って第 21 類に分類することを推奨する。この推奨は、類似する項目「台所用具及び清掃用具 (utensils for household purposes)」(固有番号 210159) によりさらに裏付けられる。

#### 8.19. ヒドロアルコール (hydro alcohol)

国際事務局は、第 5 類における「ヒドロアルコール (hydro alcohol)」という表示を分類上極めて不明確であるとみなす。第 5 類にこの用語を維持するためには、意図された使用又は用途を明確化する

ることによりさらに限定しなければならない。推奨される代替の表現には「医療用のヒドロアルコール溶液 (*hydroalcoholic solutions for medical purposes*)」又は「医療用のヒドロアルコール製剤 (*hydroalcoholic preparations for medical use*)」が含まれる。

#### 8.20. 含浸剤 (*impregnating preparations*)

国際事務局は、第2類における「含浸剤 (*impregnating preparations*)」という表示を分類上極めて不明確であるとみなす。第2類にこの用語を維持するためには、その機能又は意図された用途を明確に特定しなければならない。受入れ可能な代替の表現には「腐蝕防止剤 (*anti-corrosive preparations*)」(固有番号 020010)、「防錆剤 (*anti-rust preparations*)」(固有番号 020107)、「ペイント用結合剤 (*binding preparations for paints*)」(固有番号 020087) 又は「木材保存剤 (*wood preservatives*)」(固有番号 020049) が含まれる。

#### 8.21. 保険プランの管理 (*insurance plan administration*)

国際事務局は、「保険プランの管理 (*insurance plan administration*)」という表示が第35類に分類されるのは誤りであるとみなす。国際事務局は、第36類の類見出し及び注釈に沿い、かつ関連した記載「保険プランの管理 (*administration of insurance plans*)」(固有番号 360145) との類似性により、第36類に分類することを推奨する。

#### 8.22. マットレスパッド (*mattress pads*)

マットレスパッドは、快適性、保護又は支持を追加するためにマットレスの上に置かれる取り外し可能な層である。通常、マットレストッパーより薄く、一般に寝具類であって寝具用リネンではないとみなされる。したがって、国際事務局は、「寝具類 (リネン製品を除く。) (*bedding, except linen*)」(固有番号 200077) 及び「スリーピングパッド (*sleeping pads*)」(固有番号 200293) との類似性により、「マットレスパッド (*mattress pads*)」という表示を第20類に分類する。第24類にこの用語を分類するための受入れ可能な代替の表現は、「マットレスカバー (*mattress covers*)」(固有番号 240030) である。

#### 8.23. 乳たんぱく質 (*milk proteins*)

乳たんぱく質は、膜分離により生乳から得られる。この穏やかな非変性プロセスにより、たんぱく質の元の構造が保持される。これらのたんぱく質は、食品及び飲料産業並びに健康及び栄養分野の双方で使用される。したがって、国際事務局は、「乳たんぱく質 (*milk proteins*)」という表示が第29類に分類されるのは誤りであるとみなす。国際事務局は、関連項目「たんぱく質 (原料) (*protein [raw material]*)」(固有番号 010452)、「たんぱく質 (食品工業用添加物) (*proteins for the food industry*)」(固有番号 010699) 及び「栄養補助食品製造用たんぱく質 (*proteins for use in the manufacture of food supplements*)」(固有番号 010698) との類似性により、第1類に分類することを推奨する。

#### 8.24. 貨物のモニタリング及び追跡 (*monitoring and tracking of package shipments*)

国際事務局は、「貨物のモニタリング及び追跡 (*monitoring and tracking of package shipments*)」という表示が第35類に分類されるのは誤りであるとみなす。国際事務局は、関連する記載である「輸

送に関する物流管理 (*transportation logistics*)」(固有番号 390101) 及び「輸送情報の提供 (*providing transportation information*)」(固有番号 390077) との類似性により、第 39 類に分類することを推奨する。第 39 類は主として、鉄道、道路、水上、航空又はパイプラインによるかを問わず、人、動物又は物品をある場所から別の場所へ輸送することに関するサービス、並びにそのような輸送に必然的に関連するサービスを対象とする。また、仲介業者及び旅行代理店が提供する旅行又は物品輸送に関する情報、並びに運賃、時刻表及び輸送方法に関する情報を提供するサービスも含む。

#### 8.25. 写真用品 (*photographic supplies*)

国際事務局は、第 1 類における「写真用品 (*photographic supplies*)」という表示を分類上極めて不明確であるとみなす。これは、商品の性質を明確に特定していないためである。「用品 (*supplies*)」という語は包括的であり、ニース分類の異なる類に属する広範な写真関連商品を包む可能性がある。第 1 類にこの表示を維持するためには、用品が明確に定義されなければならない。受入れ可能な代替の表現には「写真用現像液 (*photographic developers*)」(固有番号 010435)、「写真印画紙 (*photographic paper*)」(固有番号 010322) 及び「写真感光剤 (*photographic sensitizers*)」(固有番号 010436) が含まれる。

#### 8.26. 家具用の柔らかい布地の貸与 (*rental of soft furnishings*)

国際事務局は、第 37 類における「家具用の柔らかい布地の貸与 (*rental of soft furnishings*)」という表示を分類上極めて不明確であるとみなす。これは、関係する商品の性質を明確に定義していないためである。「家具用の柔らかい布地 (*soft furnishings*)」という用語は過度に広範であり、カーテン、シャワーカーテン、クッション、ラグ、敷物、カーペット、カーテン布、寝具、寝具用リネン、浴用及び台所用タオル、テーブルリネン、家具カバー、室内装飾用品用布地など、異なる類に属する多様な布製の装飾品を包む可能性がある。したがって、「家具用の柔らかい布地の貸与 (*rental of soft furnishings*)」という表示は、正確かつ適切な分類を可能にするため、さらに具体化する必要がある。

#### 8.27. コンピュータゲームプログラムの貸与 (*rental of computer game programs*)

国際事務局は、「コンピュータゲームプログラムの貸与 (*rental of computer game programs*)」という表示が第 41 類に分類されているのは誤りであるとみなす。国際事務局は、関連する記載である「コンピュータソフトウェアの貸与 (*rental of computer software*)」(固有番号 420159) との類似性により、第 42 類に分類することを推奨する。第 41 類にこの表示を維持するための受け入れ可能な代替の表現には、例えば「ゲーム用具の貸与 (*games equipment rental*)」(固有番号 410198) 又は「コンピュータゲームソフトウェアの貸与 (*rental of computer games*)」が含まれる。

#### 8.28. 複製機器 (*replication equipment*)

国際事務局は、第 9 類における「複製機器 (*replication equipment*)」という表示を分類上極めて不明確であるとみなす。これは、関係する商品の性質を明確に特定していないためである。「機器 (*equipment*)」という語は過度に広範であり、正確かつ適切な分類を行うことができない。この表示を第 9 類に分類するためには、当該表示をさらに具体化しなければならない。推奨される代替の表現には「複写機器 (写真式、静電式及び感熱式のもの) (*photocopiers [photographic, electrostatic,*

*thermic*]) (固有番号 090154)、*「携帯型書類スキャナー (portable document scanners)」* (固有番号 090912) 又は *「データ処理用スキャナー (scanners for data processing)」* (固有番号 090622) が含まれる。

### 8.29. ポッドキャストサービス (podcasting services)

国際事務局は、第 38 類における *「ポッドキャストサービス (podcasting services)」* という表示を分類上極めて不明確であるとみなす。これは、サービスの事業分野を明確に特定していないためである。この表示を第 38 類に分類するためには、事業分野を明確化しなければならない。推奨される代替の表現には、例えば *「ポッドキャスト方式による通信 (transmission of podcasts)」* (固有番号 380054) 又は *「ポッドキャストの放送サービス (podcast broadcasting services)」* が含まれる。

### 8.30. 食用ローヤルゼリー (royal jelly)

*「食用ローヤルゼリー (royal jelly)」* という表示は、第 30 類にアスタリスク付きで掲げられる一般用語であり、30 類が本来属する類 (natural class) である。したがって、国際事務局は、追加の特定なく第 5 類に *「食用ローヤルゼリー」* が分類されているのは、誤りであるとみなす。国際事務局は、関連項目 *「食用ローヤルゼリー (royal jelly)」* (固有番号 300168) との類似性により、第 30 類に分類することを推奨する。第 5 類に分類するためには、商品の意図された使用又は用途を明確に特定しなければならない。受入れ可能な代替の表現には *「医薬用ローヤルゼリー (royal jelly for pharmaceutical purposes)」* (固有番号 050316) 及び *「ローヤルゼリーを主原料とする栄養補助食品 (royal jelly dietary supplements)」* (固有番号 050425) が含まれる。

### 8.31. 金属製街路設備 (street furniture made of metal)

街路設備は一般に、公共の利益のために街路に設置される設備として理解される。したがって、国際事務局は、第 6 類における *「金属製街路設備 (street furniture made of metal)」* という表示を分類上極めて不明確であるとみなす。これは、商品の性質を明確に特定していないためである。第 6 類にこの表示を維持するためには、具体的な品目を明示する必要がある。受入れ可能な表示の例には *「金属製郵便受けとしての街路設備 (street furniture being letter boxes of metal)」*、*「金属製電話ボックスとしての街路設備 (street furniture being telephone booths of metal)」*、*「金属製広告柱としての街路設備 (street furniture being advertisement columns of metal)」* 又は *「金属製柱としての街路設備 (street furniture being metal posts)」* が含まれる。

### 8.32. おくるみ (swaddling clothes)

国際事務局は、*「おくるみ (swaddling clothes)」* という表示が第 25 類に分類されるのは、誤りであるとみなす。国際事務局は、関連項目 *「乳児用おくるみ (baby buntings)」* (固有番号 240123) との類似性により、第 24 類に分類することを推奨する。乳児用おくるみは一般に *「脚の開口部のない、しばしばフードが付いた、乳児用の暖かい寝袋又は一体型衣服」* と定義される (Oxford English Dictionary Online, © 2018 Oxford University Press)。これらの商品は、被服というより乳児用の寝具として主に使用される (項目 *「乳児用かいまき (sleeping bags for babies)」* (固有番号 240122) に関連する情報ファイル参照)。

### 8.33. 動力のこぎり及び手のこぎりからなる工具キット（*support tool kits comprising of power-driven saws and hand saws*）

国際事務局は、キットを、その意図された用途又はキットに含まれるすべての商品が同一の類に分類できることを条件として、その構成により分類する。したがって、国際事務局は、「動力のこぎり及び手のこぎりからなる工具キット（*tool kits comprising of power-driven saws and hand saws*）」という表示が第7類に分類されるのは誤りであるとみなす。国際事務局は、「金切りのこぎり盤、製材用・木工用のこぎり盤（*saws [machines]*）」（固有番号 070341）との類似性により、第7類に「動力のこぎり（*power-driven saws*）」を維持する一方、「のこぎり（手持工具に当たるものに限る。）（*saws [hand tools]*）」（固有番号 080055）との類似性により、第8類に「手のこぎり（*hand saws*）」を分類することを推奨する。

### 8.34. 保温用サポーター（*warmth-keeping supports*）

国際事務局は、第25類における「保温用サポーター（*warmth-keeping supports*）」という表示を分類上極めて不明確であるとみなす。これは、商品の性質又は種類を明確に特定していないためである。「サポーター（*supports*）」という語は過度に広範であり、正確な分類を行うことができない。この表示を第25類に分類するためには、対象となる実際の商品を反映するように、さらに具体化する必要がある。受入れ可能な代替の表現には、例えば「断熱被服（*thermal clothing*）」、「断熱性のある帽子（*thermal headgear*）」、「断熱性のあるソックス（*thermal socks*）」又は「防寒用下着（*thermal underwear*）」が含まれる。